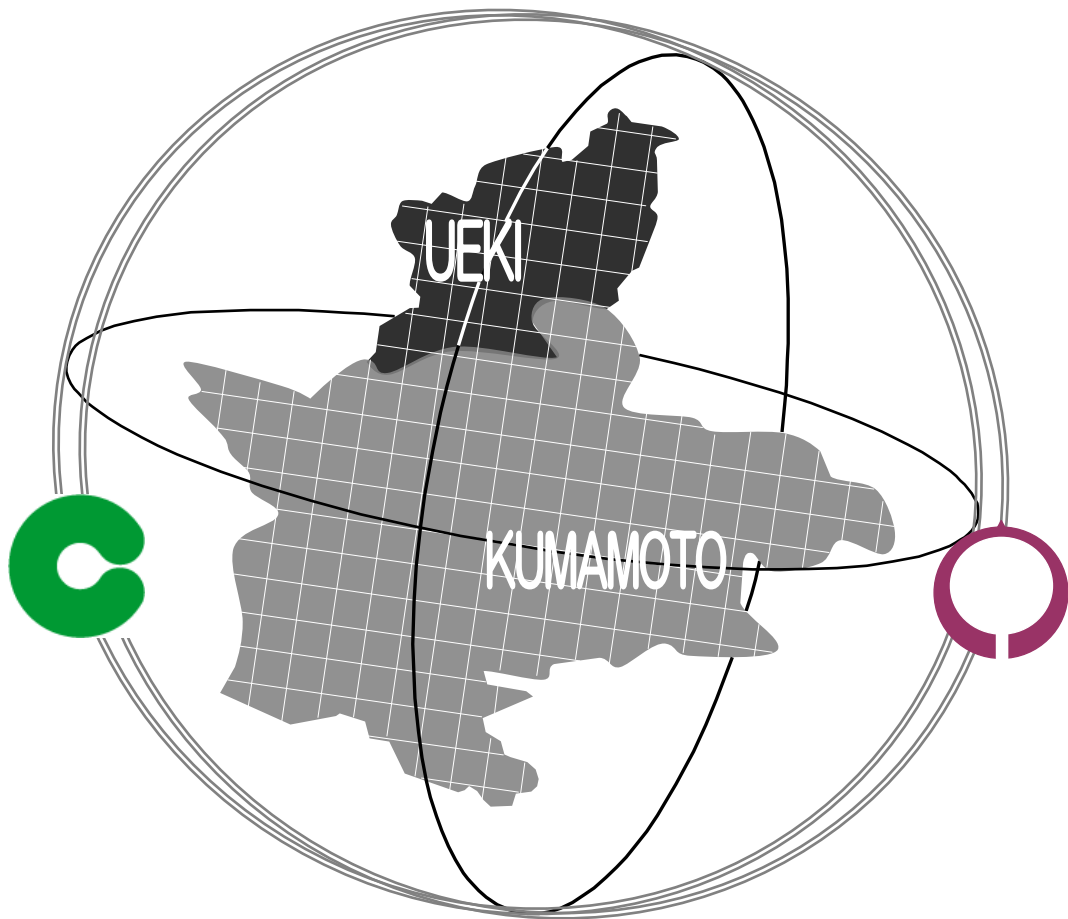


第5回

熊本市・植木町合併協議会



日 時 平成21年3月31日（火）

午後2時30分～

場 所 KKRホテル熊本「五峯」

目 次

〔報 告〕

議員専門部会からの報告	3
-------------	---

〔議 案〕

議案第 7号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の補正予算について	7
議案第 8号 平成21年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について	9
議案第 9号 平成21年度熊本市・植木町合併協議会の予算について	11

〔協 議〕

(前回提案分)

協議第16号 総務関係事業について(その1)	19
協議第19号 健康福祉関係事業について(その2)	33
協議第22号 経済振興関係事業について(その1)	47

(今回提案分)

協議第 7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	63
協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて(その1)	67
協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて	79
協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて	85
協議第16号 総務関係事業について(その2)	91
協議第21号 環境保全活関係事業について(その2)	97
協議第22号 経済振興関係事業について(その2)	103
協議第23号 都市建設関係事業について(その2)	109
協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について(その1)	115

〔 報 告 〕

平成21年3月16日

熊本市・植木町合併協議会
会 長 幸山 政史 様

熊本市・植木町合併協議会議員専門部会
副部会長 住 野 弘 行

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第3回議員専門部会報告書

開催日時 平成21年3月16日(月)
午後3時00分～午後3時50分
開催場所 熊本市 議会棟5階特別委員会室
出席委員 15名出席(1名欠席)

1. 協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて

第3回熊本市・植木町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、前回継続審議となっていた協議第8号について審議を行い、原案のとおり承認された。

協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて

合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。
設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。
設置期間は、合併の日から5年間とする。

2. 議員専門部会で審議する項目の進捗状況

	提案	承認	状況
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回	協議終了
協議第2号 合併の期日	第1回	第1回	
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回	協議終了
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回	協議終了
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い			説明のみ(第2回)
協議第8号 地域自治組織等の取扱い	第2回①	第3回①	
協議第11号 合併市町村基本計画			

〔 議 案 〕

(第7号～第9号)

議案第7号

平成20年度熊本市・植木町合併協議会の補正予算について

平成20年度熊本市・植木町合併協議会の補正予算を次のとおり定めることについて承認を求める。

平成20年度熊本市・植木町合併協議会補正予算

平成20年度熊本市・植木町合併協議会の補正予算は、次の定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

- 1 翌年度に繰越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費補正」による。

【別表】

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	熊本市・植木町新市基本計画 策定支援業務	872

平成21年3月31日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸山政史

平成20年度熊本市・植木町合併協議会予算 歳入歳出決算見込

参考資料

(1) 歳入

(単位:円)

款	項	目	節	予算現額	決算見込額	予算現額と決算見込額との比較
負担金	負担金	市町負担金	市町負担金	13,000,000	13,000,000	0
諸収入	預金利子	預金利子	預金利子	1,000	913	87
歳入合計				13,001,000	13,000,913	87

(2) 歳出

(単位:円)

(款) 1総務費 (項) 1総務管理費		目	節	予算現額	決算見込額	予算現額と決算見込額との比較
1会議費		1報酬		1,840,000	1,650,000	190,000
		11需用費		36,000	20,540	15,460
		12役務費		10,000	9,000	1,000
		14使用料及び賃借料		253,000	169,530	83,470
2事業推進費		11需用費		2,846,000	2,777,595	68,405
		12役務費		1,220,000	1,218,701	1,299
		13委託料		5,465,000	1,127,700	4,337,300
3事務局費		9旅費		18,000	0	18,000
		11需用費		716,000	716,000	0
		12役務費		27,000	11,760	15,240
		14使用料及び賃借料		176,000	91,140	84,860
		19負担金補助及び交付金		394,000	358,947	35,053
計				13,001,000	8,150,913	4,850,087

歳入歳出差引残高(決算見込み)

(単位:円)

(歳入額)

(歳出額)

(差引額)

13,000,913	-	8,150,913	-	4,850,000
------------	---	-----------	---	-----------

議案第8号

平成21年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について

平成21年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成21年度 熊本市・植木町合併協議会事業計画

項目	事業計画
合併協議会	協議会の開催（月1回程度の開催） ・ 合併期日等協議項目の協議 ・ 合併市町村基本計画の策定
専門部会	専門部会の開催（必要に応じ開催） ・ 協議会から付託された事項について審議
幹事会	幹事会の開催（必要に応じ開催） ・ 協議会提案事項の協議・調整
作業部会	作業部会の開催（随時開催） ・ 各種事務事業、合併市町村基本計画を専門的に調査・検討
広報広聴	・ 協議会だよりの発行 ・ ホームページの管理運営

平成21年3月31日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸山政史

議案第9号

平成21年度熊本市・植木町合併協議会の予算について

平成21年度熊本市・植木町合併協議会の予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成21年度熊本市・植木町合併協議会予算

平成21年度熊本市植木町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

平成21年3月31日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

【別表】

歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金額
1 負担金		12,410
	1 負担金	12,410
2 県支出金		1,500
	1 県補助金	1,500
3 繰越金		4,850
	1 繰越金	4,850
4 諸収入		40
	1 預金利子	40
歳 入 合 計		18,800

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金額
1 総務費		18,800
	1 総務管理費	18,800
歳 出 合 計		18,800

歳入歳出予算事項別明細書

1. 歳入

(単位：千円)

(款) 1負担金		(項) 1負担金		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1市町負担金	12,410	13,000	△ 590	1市町負担金	12,410	熊本市・植木町合併協議会負担金 熊本市 11,005 植木町 1,405
計	12,410	13,000	△ 590		12,410	

(単位：千円)

(款) 2県支出金		(項) 1県補助金		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1県補助金	1,500	0	1,500	1県補助金	1,500	熊本県合併協議会補助金
計	1,500	0	1,500		1,500	

(単位：千円)

(款) 3繰越金		(項) 1繰越金		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1繰越金	4,850	0	4,850	1繰越金	4,850	前年度からの繰越金
計	4,850	0	4,850		4,850	

(単位：千円)

(款) 4諸収入		(項) 1預金利子		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1預金利子	40	1	39	1預金利子	40	預金利子
計	40	1	39		40	

2. 歳出

(単位：千円)

(款) 1 総務費		(項) 1 総務管理費		節		説明
目	本年度	前年度	比較	区分	金額	
1 会議費	3,244	2,139	1,105	1 報酬	2,670	協議会委員報酬 専門部会委員報酬 監査委員報酬
				11 需用費	53	食糧費
				12 役務費	15	傷害保険料
				14 使用料及び 賃借料	506	協議会会場使用料
2 事業推進費	12,005	9,531	2,474	11 需用費	8,614	協議会だより印刷経費 新市基本計画印刷経費
				12 役務費	3,050	協議会だより配送経費
				13 委託料	341	ホームページ維持管理経費
3 事務局費	3,551	1,331	2,220	9 旅費	69	普通旅費
				11 需用費	1,500	消耗品費 コピーカウンター料
				12 役務費	86	通信費 振込手数料
				14 使用料及び 賃借料	294	タクシー代 パソコンリース料
				19 負担金補助 及び交付金	1,602	嘱託職員報酬負担金
計	18,800	13,001	5,799		18,800	

〔 協 議 〕

熊本市・植木町合併協議会協議項目一覧

平成21年3月31日現在

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回	第2回	協議終了
	②	合併の期日	第2回	第2回	
	③	新市の名称	第2回	第2回	協議終了
	④	新市の事務所の位置	第2回	第2回	協議終了
	5	財産及び債務の取扱い			
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い			
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第5回		
	⑧	地域自治組織等の取扱い	第5回①		
	9	地方税の取扱い	第2回	第3回	協議終了
	10	一般職の職員の身分の取扱い	第5回		
	⑪	合併市町村基本計画			
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い	第5回		
	13	使用料・手数料の取扱い			
	14	公共的団体等の取扱い			
	15	補助金・交付金等の取扱い			
各種事業項目	16	総務関係事業について	第4回① 第5回②		
	17	企画財政関係事業について	第2回	第3回	協議終了
	18	市民生活関係事業について	第3回①	第4回①	
	19	健康福祉関係事業について	第3回① 第4回②	第4回①	
	20	子ども未来関係事業について	第3回①	第4回①	
	21	環境保全関係事業について	第2回① 第5回②	第3回①	
	22	経済振興関係事業について	第4回① 第5回②		
	23	都市建設関係事業について	第3回① 第5回②	第4回①	
	24	教育関係事業について	第3回	第4回	協議終了
	25	水道関係事業について	第2回	第3回	協議終了
	26	電算関係事業について	第2回	第3回	協議終了
関連項目 政令市	27	政令指定都市移行に関する事項について	第5回①		

※○付の協議番号は議員専門部会に付託された事項。網掛の協議項目は協議が終了したものの。

〔 前回提案分 〕

協議第16号

総務関係事業について（その1）

総務関係事業について承認を求める。

平成21年 3月 2日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

総務関係事業について

- 1 総務関係事業のうち特別職の身分の取扱いについて、合併により植木町の常勤の特別職（教育長を含む）は失職する。
植木町の非常勤の特別職のうち、行政委員会（農業委員会を除く）の委員及び監査委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。
- 2 総務関係事業のうち条例、規則等の取扱いについて、熊本市の条例・規則等を適用する。
ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。
- 3 総務関係事業のうち非常備消防（消防団）及び消防団運営交付金について、熊本市の例に統一する。
- 4 総務関係事業のうち投票区について、植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(16 総務関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
特別職の身分の取扱い					
1	特別職の職員	総務部会	第4回		
条例、規則等の取扱い					
1	条例及び規則等	総務部会	第4回		
消防防災の取扱い					
1	非常備消防(消防団)	総務部会	第4回		
2	消防団運営交付金	総務部会	第4回		
選挙管理事務の取扱い					
1	投票区	総務部会	第4回		
特別職の身分の取扱い					
1	退職手当	総務部会	事務局		
2	福利厚生	総務部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	消防補助金等	総務部会	事務局		
2	常備消防	総務部会	次回以降		
3	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	事務局		
4	防災無線	総務部会	事務局		
5	水防業務	総務部会	事務局		
6	行事・大会等	総務部会	事務局		
7	地域防災計画策定事業	総務部会	事務局		
8	防災に関する啓発事業	総務部会	事務局		
9	防災関係機関負担金	総務部会	事務局		
10	防災訓練	総務部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	勤務時間外への対応	総務部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	各種工事の竣工検査立会	総務部会	事務局		
選挙管理事務の取扱い					
1	期日前・不在者投票所	総務部会	事務局		
2	開票所	総務部会	事務局		
3	選挙ポスター掲示板	総務部会	事務局		
4	個人演説会施設	総務部会	事務局		
5	土地改良区総代総選挙	総務部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	指定金融機関及び収納代理	総務部会	事務局		
2	金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会	事務局		
3	入札事務	総務部会	幹事会		
4	物品の購入契約	総務部会	事務局		
5	指名参加願い及び資格審査	総務部会	事務局		
6	情報公開制度及び文書管理方法	総務部会	事務局		
7	監査の時期	総務部会	事務局		
8	栄典事務(地方自治功労関係)	総務部会	事務局		
9	全国市長会等への年度負担金	総務部会	事務局		

10	有功者表彰	総務部会	事務局		
11	おくやみ弔電(レタックス)	総務部会	事務局		
12	指定管理者制度	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	特別職の身分の取扱い	小項目名	1 特別職の職員
協議内容	特別職の職員の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併により植木町の常勤の特別職（教育長を含む）は失職する。 植木町の非常勤の特別職のうち、行政委員会（農業委員会を除く）の委員及び監査委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	別紙のとおり	別紙のとおり
相 違 点 と 課 題		

1 常勤の特別職（教育長を含む）

区 分	熊 本 市	植 木 町
市長・町長	平成18年12月3日から 平成22年12月2日まで	平成17年3月21日から 平成21年3月20日まで
副市長・副町長	平成20年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成17年6月16日から 平成21年6月15日まで
	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで	
教育長	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成19年1月14日から 平成23年1月13日まで
代表監査委員	平成19年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成18年2月12日から 平成22年2月11日まで
水道事業管理者	平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで	
交通事業管理者	平成17年4月1日から 平成21年3月31日まで	

2 非常勤の特別職

(1) 行政委員会の委員（監査委員を含む）及び人数

熊 本 市		植 木 町	
教育委員会委員	5人	教育委員会委員	4人
選挙管理委員会委員	4人	選挙管理委員会委員	4人
人事委員会委員	3人		
監査委員	4人	監査委員	2人
農業委員会委員	43人	農業委員会委員	22人
固定資産評価審査委員会委員	3人	固定資産評価審査委員会委員	3人

(2) 審議会・委員会等の委員（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に明記されている主なもの）

熊 本 市	植 木 町
国民健康保険運営協議会委員 体育指導委員 都市計画審議会委員 選挙長 投(開)票管理者 選挙立会人、投(開)票立会人 社会教育委員 交通指導員 文化財保護委員会委員 就学指導委員会委員 情報公開・個人情報保護審議会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 防災会議委員 国民保護協議会委員 町界町名審議会委員 熊本市安全安心まちづくり推進協議会委員 自転車駐車対策等協議会委員 保健衛生審議会委員 社会福祉審議会委員 医療扶助審議会委員 小児慢性特定疾患対策協議会委員 感染症診査協議会委員 環境審議会委員 放置自動車対策協議会委員 立地企業選定委員会委員 開発審査会委員 景観審議会委員 土地区画整理審議会委員 青少年問題協議会委員 スポーツ振興審議会委員	国民健康保険運営協議会委員 体育指導委員 都市計画審議会委員 選挙長 投(開)票管理者 選挙立会人、投(開)票立会人 社会教育委員 交通指導員 文化財保護委員 情報公開・個人情報保護審議会委員 政治倫理審査会委員 特別職報酬等審議会委員 防災会議委員 国民保護協議会委員 水防協議会委員 ふれあい文化センター運営審議会委員 総合計画、都市計画審議会委員 土地区画整理審議会委員 地下水保全対策協議会委員 水道事業運営審議会委員 下水道事業運営審議会委員 農業振興地域整備促進協議会委員 畜産振興委員 地積調査実施推進委員会委員 給食センター運営委員会委員 図書館協議会委員 文化ホール運営審議会委員 同和対策推進協議会委員

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	条例、規則等の取扱い	小項目名	1 条例及び規則等
協議内容	条例及び規則等の取扱いについて		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の条例・規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。		

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
	市 町 別 内 容		条例 300 規則 360 訓令（規程） 138 その他 19 合計 817 本（H20.10.6 現在）	
相違点と課題	両市町の制度の違いによる条例、規則等の相違点は、数多くあると思われる。合併協議結果に基づく熊本市の条例、規則等の制定又は改正により対応。			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	消防防災	小項目名	1 非常備消防（消防団）
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員への報酬及び費用弁償の金額の取り扱いをどのようにするのか。 ・消防団の組織はどのように編成するのか。 		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 名称：熊本市消防団</p> <p>2. 消防団の組織（実員H20.10.6現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 12名 ・分 団 長 75名 ・副分団長 80名 ・部 長 152名 ・班 長 443名 ・団 員 2,765名 合 計 3,528名（条例定数 3,781名） （12方面隊 75ヶ分団 152部） <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 74,000円 ・副 団 長 59,000円 ・分 団 長 39,000円 ・副分団長 33,000円 ・部 長 24,000円 ・班 長 23,000円 ・団 員 22,000円 <p>4. 費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> 訓練等に参加した場合 2,400円 消防学校入校 1日×4,000円 <p>5. 退職報償金</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給 	<p>1. 名称 植木町消防団</p> <p>2. 消防団の組織（実員H20.4.1現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 1名 ・副 団 長 2名 ・分 団 長 9名 ・副分団長 9名 ・部 長 61名 ・班 長 244名 ・団 員 702名 合 計 1,028名（条例定数 1,100名） （8分団 61部） <p>3. 団員報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 176,000円 ・副 団 長 154,000円 ・分 団 長 135,000円 ・副分団長 68,000円 ・部 長 43,000円 ・班 長 11,000円 ・団 員 11,000円 <p>4. 費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議に参加した場合 900円 消防学校入校 1日×2,200円 <p>5. 退職報償金</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員への報酬は、部長以上は植木町が高いが、班長・団員は、熊本市が高い。 ・消防団組織の再編について検討が必要である。 	

熊本市・植木町協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	消防防災	小項目名	2 消防団運営交付金
------	------	------	------------

協議内容	交付金の額に差異があり、今後どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町																												
市町別内容	<p>消防団運営交付金 消防団の水火災等災害活動を合理的かつ効率的に運営するための交付金（熊本市消防団運営交付金交付要綱）</p> <p>1. 交付の対象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">交付対象</th> <th style="width: 80%;">交付金額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td style="text-align: right;">770,000 円</td> </tr> <tr> <td>分 団</td> <td style="text-align: right;">260,000 円</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 21 人未満</td> <td style="text-align: right;">40,000 円</td> </tr> <tr> <td> 21 人以上</td> <td style="text-align: right;">50,000 円</td> </tr> <tr> <td> 31 人未満</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td> 31 人以上</td> <td style="text-align: right;">70,000 円</td> </tr> <tr> <td> 41 人未満</td> <td style="text-align: right;">80,000 円</td> </tr> <tr> <td> 41 人以上</td> <td style="text-align: right;">90,000 円</td> </tr> <tr> <td> 51 人未満</td> <td style="text-align: right;">90,000 円</td> </tr> <tr> <td> 51 人以上</td> <td style="text-align: right;">90,000 円</td> </tr> <tr> <td> 61 人未満</td> <td style="text-align: right;">90,000 円</td> </tr> <tr> <td> 61 人以上</td> <td style="text-align: right;">90,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 交付状況</p> <p>平成 17 年度決算 26,910 千円 平成 18 年度決算 26,970 千円 平成 19 年度予算 26,930 千円</p>	交付対象	交付金額（年額）	団本部	770,000 円	分 団	260,000 円	部		21 人未満	40,000 円	21 人以上	50,000 円	31 人未満	60,000 円	31 人以上	70,000 円	41 人未満	80,000 円	41 人以上	90,000 円	51 人未満	90,000 円	51 人以上	90,000 円	61 人未満	90,000 円	61 人以上	90,000 円	<p>消防団運営補助金 消防団活動の円滑な運営に資するもの</p> <p>1. 交付の対象 各分団 45,000 円</p> <p>2. 交付状況</p> <p>平成 17 年度決算 360 千円 平成 18 年度決算 360 千円 平成 19 年度決算 360 千円</p>
交付対象	交付金額（年額）																													
団本部	770,000 円																													
分 団	260,000 円																													
部																														
21 人未満	40,000 円																													
21 人以上	50,000 円																													
31 人未満	60,000 円																													
31 人以上	70,000 円																													
41 人未満	80,000 円																													
41 人以上	90,000 円																													
51 人未満	90,000 円																													
51 人以上	90,000 円																													
61 人未満	90,000 円																													
61 人以上	90,000 円																													
相違点と課題	熊本市は、分団運営補助以外に本部及び部に対しての交付金を支給している。																													

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	選挙管理事務	小項目名	1 投票区
協議内容	植木町の投票区の区割りについて		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>126投票区 第一開票区(衆議院小選挙区第1区) 79投票区 第二開票区(衆議院小選挙区第2区) 47投票区</p> <p>別紙「投票区一覧表」参照</p>	<p>14投票区 ※平成19年4月に14投票区へ見直しを実施。</p> <p>別紙「投票区一覧表」参照</p>
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・植木町は、平成19年4月に投票区の区割りの見直し(26投票区から14投票区に)を実施したばかりであり、有権者によりやく浸透してきたところである。 ・熊本市は、有権者数や地理的条件により投票所として適当な施設があれば一校区内に複数の投票区を設置している。 	

熊本市投票区一覽表

平成20年3月5日現在

番号	投票所名称	面積 (km ²)	名簿登録者 数(人)
101	熊本市役所	0.91	2,043
102	慶徳小学校	0.49	2,422
103	五福まちづくり交流センター	0.32	2,636
104	一新小学校	0.54	4,953
105	一新幼稚園	0.74	2,093
106	上熊本老人憩いの家	0.31	1,662
107	池田地域コミュニティセンター	1.10	3,480
108	池田小学校	1.00	3,261
109	京町台保育園	0.55	2,148
110	京陵中学校	0.50	2,967
111	壺川小学校	0.80	4,113
112	藤園中学校	0.28	2,486
113	碩台小学校	0.41	3,057
114	菟南中学校	0.73	3,905
115	黒髪小学校	0.69	2,702
116	桜山中学校	2.26	4,659
117	清水小学校	1.98	5,342
118	亀井公民館	0.62	3,032
119	高平台小学校	2.20	7,694
120	化学及血清療法研究所	1.30	3,824
121	八景水谷公民館	0.76	3,158
122	城北小学校	1.22	5,164
123	清水北老人憩いの家	0.58	2,679
124	麻生田小学校	1.16	6,690
125	楡木小学校	1.12	5,332
126	楠小学校	0.80	5,371
127	武蔵小学校	0.88	5,110
128	弓削小学校	1.23	4,107
129	龍田小学校	2.15	7,644
130	宝積寺公民館	2.58	4,833
131	白川小学校	0.57	3,634
132	鎮西学園	0.40	2,831
133	九州学院	0.55	3,493
134	大江小学校	0.79	3,213
135	渡鹿団地集会所(鹿乃家)	0.70	3,729
136	託麻原小学校	1.05	6,949
137	白山保育園	0.20	2,260
138	白山小学校	0.80	5,386
139	出水小学校	0.55	4,719
140	出水校区戸井の外集会所	0.39	3,825
141	東水前寺公民館	0.57	5,216
142	熊本県庁	0.53	1,568
143	砂取小学校	1.33	5,887
144	出水中学校	0.82	6,368
145	出水南中学校	0.82	3,540
146	江津湖団地第2集会所	0.70	3,722
147	画図地域コミュニティセンター	4.66	6,099
148	湖東中学校	1.15	4,135
149	泉ヶ丘小学校	0.82	3,083
150	泉ヶ丘公民館	0.32	2,815
151	若葉小学校	0.98	4,410
152	東野中学校	1.90	6,041
153	秋津第2公民館	2.20	4,265
154	桜木小学校	2.01	9,003
155	東町小学校	1.41	4,746
156	健軍東小学校	0.53	5,400
157	健軍小学校	0.92	5,790
158	尾ノ上小学校	1.18	8,573
159	京塚公民館	0.53	2,224
160	帯山中学校	0.69	4,535
161	帯山小学校	0.88	6,582
162	帯山校区第6町内公民館	0.52	4,577
163	月出小学校	0.75	6,623

番号	投票所名称	面積 (km ²)	名簿登録者 数(人)
164	山ノ内小学校	1.59	8,942
165	長嶺小学校	2.93	8,727
166	さくら幼稚園	1.04	5,151
167	託麻南小学校	1.01	6,408
168	託麻東小学校	12.48	9,765
169	託麻北小学校	6.15	6,229
170	託麻市民センター	1.32	4,698
171	託麻西小学校	1.12	6,998
172	下南部公民館	0.62	2,526
173	西原公民館	0.26	2,560
174	西原小学校	1.70	8,300
175	西里地域コミュニティセンター	8.01	2,348
176	熊本保健科学大学	7.36	3,195
177	明德体育館	3.83	2,172
178	北部総合支所	5.08	6,131
179	北部東小学校	5.09	7,219
201	花園小学校	3.72	6,593
202	花園(牧崎)公民館	2.10	3,749
203	岳林寺	3.33	3,741
204	千原台高校	1.55	6,636
205	横手保育園	0.48	1,067
206	春日小学校	1.17	3,786
207	春日保育園	0.30	1,433
208	向山小学校	0.84	5,434
209	世安町公民館	0.80	3,259
210	本荘小学校	0.52	3,019
211	春竹小学校	1.01	6,695
212	建設技術専門学院	0.83	4,499
213	託麻中学校	2.25	9,737
214	田迎南小学校	1.27	5,111
215	御幸小学校	5.33	7,858
216	川尻小学校	1.58	3,664
217	城南中学校	2.73	5,241
218	城南小学校	1.53	2,054
219	森下保育園	0.70	3,414
220	日吉小学校	1.12	3,655
221	日吉東小学校	2.20	4,817
222	力合小学校	2.22	7,852
223	薄場団地集会所	1.13	2,795
224	古町小学校	0.54	2,809
225	花陵中学校	0.76	4,683
226	白坪小学校	1.48	5,231
227	城山小学校	4.27	7,972
228	池上小学校	7.27	5,142
229	高橋小学校	0.53	1,826
230	中島地域コミュニティセンター	2.45	1,666
231	二番公民館	5.32	1,653
232	小島小学校	2.59	2,277
233	有明保育園	2.38	570
234	松尾東小学校	4.41	660
235	松尾西小学校	5.98	1,059
236	松尾北地域コミュニティセンター	2.32	197
237	河内小学校	8.00	2,420
238	みかんの里振興センター	4.20	1,632
239	椎亀公民館	8.00	853
240	芳野小学校	14.10	1,053
241	飽田東小学校	3.54	5,353
242	飽田南小学校	3.32	1,823
243	飽田西小学校	4.78	2,265
244	中緑小学校	3.00	976
245	銭塘小学校	4.45	1,991
246	奥古閑小学校	8.10	3,099
247	川口小学校	3.68	1,957
	合計	266.20	530,453

植木町投票区一覧表

平成20年3月2日現在

番号	投票所名称	面積 (km ²)	名簿登録者 数 (人)
1	植木公民館	1.94	2,759
2	植木町健康福祉センター	3.81	3,152
3	小町もく遊館	5.62	978
4	元吉松中学校音楽室	3.13	1,070
5	吉松公民館	7.52	2,125
6	山本公民館	10.19	1,733
7	田原公民館	8.25	1,449
8	鹿南中学校体育館	5.88	1,973
9	菱形公民館	7.79	1,276
10	桜井小学校体育館	4.02	2,444
11	千本桜公民館	1.01	1,541
12	田底公民館	2.20	1,523
13	植木町ふれあい文化センター	3.58	835
14	大和公民館	0.87	2,175
	合 計	65.81	25,033

協議第19号

健康福祉関係事業について（その2）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成21年 3月 2日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

健康福祉関係事業について

- 1 健康福祉関係事業のうち介護保険料について、平成22年度から熊本市の例に統一する。
- 2 健康福祉関係事業のうち高齢者介護用品支給事業について、熊本市の例に統一する。
ただし、植木町で認定を受け給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。
- 3 健康福祉関係事業のうち地域包括支援センターについて、熊本市の例に統一する。
- 4 健康福祉関係事業のうちふれあいいきいきサロン事業について、当分の間、現行のとおり継続する。
- 5 健康福祉関係事業のうち次の事業については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。
 - ・ 総合健診
 - ・ 腹部超音波検診
- 6 健康福祉関係事業のうち熊本市優待証については、新市の事業として継続する。

7 健康福祉関係事業のうち診療体制・連携については、新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。

医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については一体的な経営体制の下で、大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行い、医師確保に努める。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(19 健康福祉関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第3回	第4回	
介護保険事業の取扱い					
1	介護保険料	健康福祉部会	第4回		
2	高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会	第4回		
3	地域包括支援センター	健康福祉部会	第4回		
4	ふれあいいきいきサロン事業	健康福祉部会	第4回		
保健衛生事業の取扱い					
1	食生活改善事業	健康福祉部会	第3回	第4回	
2	火葬場	健康福祉部会	第3回	第4回	
3	総合健診	健康福祉部会	第4回		
4	腹部超音波検診	健康福祉部会	第4回		
各種福祉制度の取扱い					
1	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会	第3回	第4回	
2	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会	第3回	第4回	
3	熊本市優待証	健康福祉部会	第4回		
病院事業の取扱い					
1	診療体制・連携	健康福祉部会	第4回		
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保健康づくり事業	健康福祉部会	事務局		
2	国民健康保険届出	健康福祉部会	事務局		
3	レセプト点検	健康福祉部会	事務局		
4	給付内容	健康福祉部会	事務局		
5	国保運営協議会	健康福祉部会	事務局		
6	(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会	事務局		
7	保険料収納員経費	健康福祉部会	事務局		
8	口座振替制度	健康福祉部会	事務局		
9	国民健康保険会	健康福祉部会	事務局		
10	納付証明等発行(国保)	健康福祉部会	事務局		
11	広域化等支援基金	健康福祉部会	事務局		
介護保険事業の取扱い					
1	介護サービス事業所	健康福祉部会	事務局		
2	介護認定調査	健康福祉部会	事務局		
3	介護保険事業計画	健康福祉部会	事務局		
4	介護保険事業状況報告	健康福祉部会	事務局		
5	介護保険推進委員会	健康福祉部会	事務局		
6	介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会	事務局		
7	介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会	事務局		
8	介護保険料減免	健康福祉部会	事務局		
9	家族介護者教室開催	健康福祉部会	事務局		
10	旧措置入所者	健康福祉部会	事務局		
11	地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会	事務局		
12	地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会	事務局		
13	高額介護サービス	健康福祉部会	事務局		
14	社福減免	健康福祉部会	事務局		
15	住宅改修理由書	健康福祉部会	事務局		

16	生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会	事務局		
17	地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会	事務局		
18	地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会	事務局		
19	通所型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		
20	被保険者全般	健康福祉部会	事務局		
21	標準負担限度額減額	健康福祉部会	事務局		
22	福祉用具・住宅改修	健康福祉部会	事務局		
23	訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会	事務局		
24	訪問型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		
25	保険料徴収	健康福祉部会	事務局		
26	家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会	事務局		
27	高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
28	成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会	事務局		
29	認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会	事務局		
30	納付証明等発行(介護)	健康福祉部会	事務局		
31	障害者控除対象者認定書発行(要介護認定者)	健康福祉部会	事務局		
32	特定高齢者把握事業	健康福祉部会	事務局		
33	サロンリーダー養成事業	健康福祉部会	事務局		
34	介護予防サポーター養成事業	健康福祉部会	事務局		
35	介護予防啓発事業(いきいき教室)	健康福祉部会	事務局		
36	食の自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
37	特定高齢者把握 介護予防啓発事業	健康福祉部会	事務局		
38	要介護者への支援体制の構築	健康福祉部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	災害備蓄	健康福祉部会	事務局		
保健衛生事業の取扱い					
1	害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会	事務局		
2	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	事務局		
3	結核健診	健康福祉部会	事務局		
4	個別予防接種	健康福祉部会	事務局		
5	集団予防接種	健康福祉部会	事務局		
6	胃がん検診	健康福祉部会	事務局		
7	健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会	事務局		
8	健康教育	健康福祉部会	事務局		
9	健康相談	健康福祉部会	事務局		
10	健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会	事務局		
11	健康づくり推進協議会	健康福祉部会	事務局		
12	健康手帳の交付	健康福祉部会	事務局		
13	健康まつり	健康福祉部会	事務局		
14	歯科保健推進事業	健康福祉部会	事務局		
15	子宮がん検診	健康福祉部会	事務局		
16	女性健康サポート事業	健康福祉部会	事務局		
17	大腸がん検診	健康福祉部会	事務局		
18	乳がん検診	健康福祉部会	事務局		
19	肺がん検診	健康福祉部会	事務局		
20	予防接種健康被害調査委員会	健康福祉部会	事務局		
21	医師等への謝礼金	健康福祉部会	事務局		
22	保健福祉センター	健康福祉部会	事務局		
23	保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会	事務局		
24	食品衛生協会補助金	健康福祉部会	事務局		
25	献血推進協議会補助金	健康福祉部会	事務局		
26	在宅当番医制度	健康福祉部会	事務局		
27	食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会	事務局		
28	犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会	事務局		
29	鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会	事務局		

30	野生鳥獣対策	健康福祉部会	事務局		
31	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会	事務局		
32	健康福祉センター「かがやき館」管理運営事業	健康福祉部会	事務局		
33	訪問指導	健康福祉部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	生きがい推進事業	健康福祉部会	事務局		
2	介護予防施設運営委託	健康福祉部会	事務局		
3	熊本市老人憩の家	健康福祉部会	事務局		
4	敬老祝品支給等	健康福祉部会	事務局		
5	敬老の集い	健康福祉部会	事務局		
6	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会	事務局		
7	高齢者住宅改費造助成事業	健康福祉部会	事務局		
8	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
9	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会	事務局		
10	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
11	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会	事務局		
12	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
13	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	事務局		
14	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会	事務局		
15	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	事務局		
16	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会	事務局		
17	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会	事務局		
18	老人クラブ補助金	健康福祉部会	事務局		
19	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会	事務局		
20	老人福祉センター等運営	健康福祉部会	事務局		
21	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会	事務局		
22	障がい児支援事業	健康福祉部会	事務局		
23	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会	事務局		
24	障がい者住宅改造成助成事業	健康福祉部会	事務局		
25	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会	事務局		
26	障がい者プラン	健康福祉部会	事務局		
27	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会	事務局		
28	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会	事務局		
29	重度障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
30	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会	事務局		
31	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会	事務局		
32	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会	事務局		
33	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会	事務局		
34	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会	事務局		
35	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会	事務局		
36	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会	事務局		
37	身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
38	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
39	身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
40	身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
41	精神障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
42	精神保健対策事業	健康福祉部会	事務局		
43	精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会	事務局		
44	地域生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
45	知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
46	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
47	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
48	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会	事務局		
49	補装具給付事業	健康福祉部会	事務局		
50	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会	事務局		
51	災害弔慰金等	健康福祉部会	事務局		

52	災害見舞金等	健康福祉部会	事務局		
53	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	次回以降		
54	戦没者追悼式	健康福祉部会	事務局		
55	地域福祉計画	健康福祉部会	事務局		
56	民生委員・児童委員協議会	健康福祉部会	事務局		
57	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会	事務局		
58	生活保護事業	健康福祉部会	事務局		
59	生活保護嘱託医	健康福祉部会	事務局		
60	地域福祉基金助成事業	健康福祉部会	事務局		
61	金婚表彰	健康福祉部会	事務局		
62	特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会	事務局		
上水道事業の取扱い					
1	飲用井戸水質検査補助金	健康福祉部会	事務局		
2	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会	事務局		
病院事業の取扱い					
1	病院設置条例・規則関連	健康福祉部会	事務局		
2	病院施設等の使用料・手数料	健康福祉部会	事務局		
3	公営企業法全部適用について	健康福祉部会	事務局		
4	財務に関する特例を定める規則	健康福祉部会	事務局		
5	診療材料及び消耗品(SPD供給システム)	健康福祉部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	国民年金に係る諸届	健康福祉部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	1 介護保険料
------	--------	------	---------

協議内容	基準額及び所得段階が異なるため、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	平成22年度から熊本市の例に統一する。

制度比較

	熊本市	植木町																																													
市町別内容	1.基準額 年額 55,200 円(月 4,600 円)	1.基準額 年額 55,800 円(月 4,650 円)																																													
	2.保険料率	2.保険料率																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象になる方</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上 400 万円未満</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が 400 万円以上</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	対象になる方	保険料率	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	0.50	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	1.25	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上 400 万円未満	1.50	第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が 400 万円以上	1.75	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象になる方</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	対象になる方	保険料率	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	0.50	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	1.25	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上	1.50
	所得段階	対象になる方	保険料率																																												
	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50																																												
	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	0.50																																												
	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75																																												
	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00																																												
	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	1.25																																												
	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上 400 万円未満	1.50																																												
第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が 400 万円以上	1.75																																													
所得段階	対象になる方	保険料率																																													
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	0.50																																													
第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	0.50																																													
第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	0.75																																													
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	1.00																																													
第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	1.25																																													
第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上	1.50																																													
	平成 20 年度激変緩和措置の継続有無・・・有	平成 20 年度激変緩和措置の継続有無・・・有																																													
	歳入予算 平成 17 年度決算 5,580,694 千円 平成 18 年度決算 6,659,987 千円 平成 19 年度決算 6,911,239 千円	歳入予算 平成 17 年度決算 289,035 千円 平成 18 年度決算 372,966 千円 平成 19 年度決算 388,331 千円																																													

相違点と課題	基準額及び所得段階が異なるため協議が必要。
--------	-----------------------

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	2 高齢者介護用品支給事業
------	--------	------	---------------

協議内容	対象者と支給方法が異なるため、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町で認定を受け給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>対象者…在宅 介護認定で4及び5と判定された者 市民税非課税世帯に属する者 在宅において紙オムツが必要な者</p> <p>対象品目 ①尿取りパッド(レギュラー、スーパー) ②はくパンツタイプの紙おむつ ③テープ止めタイプ(レギュラー、スーパー)の紙おむつ ④フラットタイプ(レギュラー、スーパー)の紙おむつ</p> <p>支給方法 ①紙おむつは現物支給(1パック単位) ②1月あたり6,250円上限</p> <p>実施方法…委託 ①利用者は包括支援センターに申請し、包括は市に申請書を送付する ②市は契約業者に申請書に記載されているオムツ等を配達 ③契約業者は2ヶ月分を一括して市に請求する</p> <p>支出科目…委託料(地域支援事業の任意事業)</p> <p>実績 H17年度決算 7,191千円(152人) H18年度決算 6,514千円(136人) H19年度決算 6,505千円(141人)</p>	<p>市町村特別給付(おむつ購入費給付事業) 対象者…要介護1以上の認定を受け在宅においてオムツを使用し、町がその認定をした者。</p> <p>対象品目 ①紙オムツ ②布オムツ ③尿取りパット ④オムツカバー</p> <p>オムツ購入費の給付の額 ・おむつ購入に要した額の100分の90に相当する額とする(ただし、1ヶ月あたりの給付額は9,000円を限度とする) 対象者は、資格認定申請書を町に提出し認定を受け、おむつ購入指定店届出書及びおむつ購入費代理受領届を町に対し提出する。 当事業は、町長が指定する町内のおむつ取扱指定店で実施する。</p> <p>H17年度決算 12,799千円 H18年度決算 14,256千円 H19年度決算 16,375千円 平成20年5月時点利用者数(223名)</p>
相違点と課題	<p>・対象者 熊本市(要介護4.5の非課税世帯) 植木町(要介護1以上)</p> <p>・支給方法 熊本市(現物支給) 植木町(購入費の100分の90を支給)</p> <p>・支給月 熊本市(2ヶ月) 植木町(1ヶ月)</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	3 地域包括支援センター
------	--------	------	--------------

協議内容	地域包括支援センターの運営主体の取り扱いについて
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>○地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置方法 委託 ・設置箇所 27 箇所 ・予算上の配置職員 3名 ・1 センターの年間委託料 1,500 万円 <p>平成 18 年度決算 390,000 千円 平成 19 年度決算 390,000 千円</p>	<p>○植木町地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置方法 直営 ・設置箇所 1 箇所 <p>平成 20 年度 11 名のスタッフ 町職員 4 名(保健師 2 名・看護師 1 名・主任ケアマネ 1 名)、臨時職員等 7 名(主任ケアマネ 1 名・ケアマネ 2 名・社会福祉士 1 名、看護師 1 名・ケアマネ 1 名・事務職 1 名)</p> <p>平成 18 年度決算 46,713 千円 平成 19 年度決算 68,749 千円 平成 20 年度予算 86,705 千円</p>

相違点と課題	<p>熊本市は委託であり、植木町は直営である。</p> <p>現在のサービス低下をきたさないように、委託先の選定及び、行政と委託先との業務分担連携等を考慮しつつ選定まで経過措置を設定することが必要。</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	介護保険事業	小項目名	4 ふれあいいきいきサロン事業
------	--------	------	-----------------

協議内容	植木町独自の事業であるふれあいいきいきサロン事業の取り扱いについて検討する。
合併協議会協議結果(調整方針)	当分の間、現行のとおり継続する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町												
市 町 別 内 容	<p>【参考】 各地域にて実施 (校区社協、自治会等)</p> <p>技術的支援を社会福祉協議会、包括支援センター、保健福祉センター等で行っている。</p> <p>内容:健康相談、健康体操、健康講話、季節行事、茶話会、介護予防に関する講話と実技</p> <p>実績:</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>箇所数</th> <th>参加者数</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td style="text-align: center;">163</td> <td style="text-align: center;">16,646</td> <td style="text-align: center;">693</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度 (9 月末)</td> <td style="text-align: center;">178</td> <td style="text-align: center;">10,197</td> <td style="text-align: center;">760</td> </tr> </tbody> </table>	年度	箇所数	参加者数	回数	平成 19 年度	163	16,646	693	平成 20 年度 (9 月末)	178	10,197	760	<p>目的:高齢者が住み慣れた所で歩いて通える場所に集い、交流を持つことで、閉じこもりを防ぎ、要介護状態にならないように、地域で自立した生活が送れる。(1 か月 1 回~4 回開催)</p> <p>場所:歩いて通える地域の公民館や個人宅</p> <p>内容:茶話会、健康体操、健康チェック、介護予防教室</p> <p>参加料:本人負担なし。</p> <p>実施方法:現場支援は社会福祉協議会へ委託</p> <p>実績: 平成 18 年度・開催箇所 87 参加実人数 1,364 名 平成 19 年度・開催箇所 101 参加実人数 1,519 名</p> <p>決算 平成 18 年度・・・7,223 千円 平成 19 年度・・・7,690 千円</p>
年度	箇所数	参加者数	回数											
平成 19 年度	163	16,646	693											
平成 20 年度 (9 月末)	178	10,197	760											

相違点と課題	<p>植木町は直営の事業であり、地域に根ざし、住民からも高い評価を得ている。</p> <p>平成20年度に介護予防拠点整備として、サロンを開催している地区公民館の改修(53ヶ所)を行い、サロン事業の充実と参加者の増加を見込んでいる。</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	3 総合健診
協議内容	総合健診の実施方法等について協議		
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。		

制 度 比 較																																		
	熊 本 市	植 木 町																																
市 町 別 内 容	<p>総合健診は実施していないが、一部、胃・肺・大腸がんについては、セット検診を実施している。</p> <p>(参考)</p> <p>その他の個別検診</p> <p>(1) 検診車で行う集団検診</p> <p>①胃がん検診</p> <p>②肺がん検診</p> <p>③大腸がん検診</p> <p>④結核検診</p> <p>(2) 医療機関等で受診する個別検診</p> <p>①乳がん検診</p> <p>②子宮がん検診</p> <p>③女性健康サポート事業</p>	<p>総合健診</p> <p>1. 対象者: 40歳以上</p> <p>2. 実施期間: 6月(10日間)</p> <p>3. 実施場所: 健康福祉センター「かがやき館」</p> <p>4. 個人負担金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>かがやき健診</td> <td>40歳以上</td> <td style="text-align: right;">6,300円</td> </tr> <tr> <td>かがやき小町健診</td> <td>40歳代(偶数年齢)</td> <td style="text-align: right;">8,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40歳代(奇数年齢)</td> <td style="text-align: right;">14,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50歳以上(偶数年齢)</td> <td style="text-align: right;">8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50歳以上(奇数年齢)</td> <td style="text-align: right;">12,600円</td> </tr> </table> <p>5. 委託料</p> <p>かがやき健診(男女)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>40歳以上 64歳</td> <td style="text-align: right;">18,936円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td style="text-align: right;">20,406円</td> </tr> </table> <p>かがやき小町健診(女性のみ)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>40歳代</td> <td style="text-align: right;">26,575円</td> </tr> <tr> <td>50歳以上 64歳</td> <td style="text-align: right;">25,047円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td style="text-align: right;">26,517円</td> </tr> </table> <p>6. 委託先: 熊本県総合健康福祉センター</p> <p>7. 健診内容: 問診、診察、血液検査、尿検査、肝炎検査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、腹部超音波検診、前立腺がん検診、子宮がん・乳がん検診(女性)</p> <p>7. 受診者数(平成18年度): 1,356人</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">25,329千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">29,499千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">30,389千円</td> </tr> </table>	かがやき健診	40歳以上	6,300円	かがやき小町健診	40歳代(偶数年齢)	8,600円		40歳代(奇数年齢)	14,100円		50歳以上(偶数年齢)	8,200円		50歳以上(奇数年齢)	12,600円	40歳以上 64歳	18,936円	65歳以上	20,406円	40歳代	26,575円	50歳以上 64歳	25,047円	65歳以上	26,517円	平成17年度決算	25,329千円	平成18年度決算	29,499千円	平成19年度決算	30,389千円	
かがやき健診	40歳以上	6,300円																																
かがやき小町健診	40歳代(偶数年齢)	8,600円																																
	40歳代(奇数年齢)	14,100円																																
	50歳以上(偶数年齢)	8,200円																																
	50歳以上(奇数年齢)	12,600円																																
40歳以上 64歳	18,936円																																	
65歳以上	20,406円																																	
40歳代	26,575円																																	
50歳以上 64歳	25,047円																																	
65歳以上	26,517円																																	
平成17年度決算	25,329千円																																	
平成18年度決算	29,499千円																																	
平成19年度決算	30,389千円																																	
相違点と課題	<p>植木町が実施している総合健診の中のメニューで、腹部超音波と前立腺がんを除き、各種検診やがん検診などは熊本市も実施しているが、総合健診という形では熊本市は、実施していない。</p>																																	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	4 腹部超音波検診
------	--------	------	-----------

協議内容	実施方法等について協議
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	実施なし	<p>腹部超音波検診 総合健診、複合健診で実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者: 40 歳以上 2. 実施期間: 6 月(総合健診 10 日間、複合健診 5 日間) 3. 実施場所: 健康福祉センター「かがやき館」 ※平成 20 年度から複合健診として、校区 3～4 箇所を巡回(厚生連合会に委託)し、11 月にも追加実施。 4. 個人負担金: 複合健診時: 40 歳～69 歳 1,100 円 70 歳以上 400 円 総合健診時は、総合健診個人負担金に含まれる。 5. 委託料: 3, 360 円 6. 委託先: 熊本県総合健康福祉センター 7. 受診者数(平成18年度): 1,627 人 (総合健診での受診者含む) <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">平成17年度決算 5,467 千円 平成18年度決算 6,415 千円 平成19年度決算 6,932 千円</p>
相違点と課題	熊本市は、腹部超音波検診を実施していない。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	3 熊本市優待証
協議内容	植木町の高齢者、障害者及び被爆者の方々について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>高齢者、障害者及び被爆者の積極的な外出を支援し、健康で生き生きとした生活を送っていただくよう、熊本市の公共施設の入場料や市内を運行するバス・電車の利用を優待する熊本市優待証(通称:さくらカード)を交付する。</p> <p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・70 歳以上の高齢者 ・3 級以上の身体障害者、B1 以上の知的障害者、3 級以上の精神障害者 ・被爆者手帳の交付を受けた者 <p>バス・電車の利用にあたっては、次の割合による本人負担により、運賃に換算して 5000 円分乗車できるプリペイドカード(おでかけ乗車券)を購入し、さくらカードの提示により運賃を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・被爆者 → 運賃の 2 割(1,000 円) ・障害者 → 運賃の 1 割 (500 円) <p style="margin-top: 20px;">平成 17 年度決算 690,361 千円 平成 18 年度決算 648,368 千円 平成 19 年度決算 631,245 千円</p>	該当なし
相 違 点 と 課 題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	病院事業	小項目名	1 診療体制・連携
------	------	------	-----------

協議内容	診療体制及び両病院の協力体制
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。</p> <p>医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については<u>一体的な経営体制の下で、大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行い、医師確保に努める。</u></p>

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>○熊本市立熊本市民病院 診療科22科病床数562床(一般病床550床、感染症12床)を有する地域医療の中核的な総合病院として、年間の入院患者数約17万人、外来患者数約25万人を数え、一般医療のほか高度・特殊医療を担当しながら自治体病院としての役割を果たしている。担うべき4本の医療の柱として、①周産母子期医療、②悪性新生物(がん)医療、③生活習慣病医療、④救急医療を掲げている。</p> <p>[延床面積](34,912.79 m²) [診療科目](22科) 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、麻酔科</p> <p>[外来] 診療日 月曜日～金曜日 受付時間 初診および予約なし 8:30～11:00 再診(予約の方) 8:30～15:00 (一部11時まで) 診療時間 8時30分～上記時間内に受付を終了した患者の診察が終了するまで 休診日 土曜日・日曜日、祝祭日 12月29日～翌年1月3日まで [救急外来] 24時間常時受付</p> <p>※熊本市民病院から他医療機関への医師の応援派遣については、「熊本市民病院医師の地域医療に関する診療派遣協力基準」に基づき、実施している。</p>	<p>○植木町国民健康保険植木病院 鹿本医療圏域における植木地区で国保直診病院として、地域に密着した地域医療提供に併せて保健(健康づくり)・福祉・介護までを総合的に提供する地域ケアシステムの拠点の役割を担っている。</p> <p>[延床面積](10,564.27 m²) [診療科目](7科) 内科、外科、整形外科、循環器科、リハビリテーション科、放射線科(非常勤)、脳神経外科(非常勤)</p> <p>[外来] 診療日 月曜日～金曜日 受付時間 8:30～11:30 診療時間 8時30分～上記時間内に受付を終了した患者の診察が終了するまで。 休診日 土曜日・日曜日、祝祭日 12月29日～翌年1月3日まで [救急外来] 24時間常時受付</p>
相 違 点 と 課 題		

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 1）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 3 月 2 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 経済振興関係事業のうち基盤整備事業について、熊本市の例に統一する。
なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中（平成 2 1 年度）に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。
- 2 経済振興関係事業のうち農地・水・環境保全向上対策事業について、現事業期間中（平成 2 3 年度まで）は、現行のとおり継続する。
- 3 経済振興関係事業のうち次の事業については、5 年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。
 - ・生産体制強化対策事業
 - ・農業用廃プラ類処理対策協議会
- 4 経済振興関係事業のうち農業振興地域整備計画変更について、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。
- 5 経済振興関係事業のうち企業立地促進事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。

6 経済振興関係事業のうち中心市街地活性化対策事業について、現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(22 経済振興関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
農林水産関係事業の取扱い					
1	基盤整備事業	経済振興部会	第4回		
2	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第4回		
3	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回		
4	農業用廃プラ処理対策協議会	経済振興部会	第4回		
5	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回		
2	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第4回		
農林水産関係事業の取扱い					
1	単県土地改良事業	経済振興部会	事務局		
2	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	事務局		
3	土地改良事業等補助金	経済振興部会	事務局		
4	農村環境整備計画	経済振興部会	事務局		
5	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会	事務局		
6	排水機場	経済振興部会	事務局		
7	賦課金(熊本県土地改良事業団体連合会)	経済振興部会	事務局		
8	負担金(各協議会)	経済振興部会	事務局		
9	施設管理費	経済振興部会	事務局		
10	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
11	農業用水堰連絡協議会	経済振興部会	事務局		
12	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会	事務局		
13	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会	次回以降		
14	土地改良区	経済振興部会	事務局		
15	例規	経済振興部会	事務局		
16	法定外公共物(水路)の維持管理	経済振興部会	事務局		
17	緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会	事務局		
18	漁港整備事業	経済振興部会	事務局		
19	漁場整備事業	経済振興部会	事務局		
20	水産業経営基盤強化事業	経済振興部会	事務局		
21	(特)水産業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
22	水産振興センター整備事業	経済振興部会	事務局		
23	地産地消の推進事業	経済振興部会	事務局		
24	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	事務局		
25	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	流通施設整備事業	経済振興部会	事務局		
27	畜産施設整備事業	経済振興部会	事務局		
28	流通対策事業	経済振興部会	事務局		
29	畜産振興事業	経済振興部会	事務局		
30	森林整備計画	経済振興部会	事務局		
31	環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会	事務局		
32	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会	事務局		
33	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会	事務局		
34	畜産振興協議会補助金	経済振興部会	事務局		
35	市民農園事業	経済振興部会	事務局		
36	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会	事務局		
37	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	次回以降		
38	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	事務局		
39	標準小作料	経済振興部会	事務局		

40	農地基本台帳	経済振興部会	事務局		
41	農業地域交流促進事業	経済振興部会	事務局		
42	地域農業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
43	経営体育成支援事業	経済振興部会	事務局		
44	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	事務局		
45	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
46	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	事務局		
47	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	事務局		
48	農区長制度	経済振興部会	事務局		
49	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
50	認定農業者協議会	経済振興部会	事務局		
51	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会	事務局		
52	担い手育成総合支援協議会	経済振興部会	事務局		
53	農業後継者育成対策事業	経済振興部会	事務局		
54	農用地区域でない証明手数料	経済振興部会	事務局		
55	中山間地域振興事業	経済振興部会	事務局		
56	農業資金利子補給補助金	経済振興部会	事務局		
57	食肉センター管理運営事業	経済振興部会	事務局		
58	食肉センター施設整備事業	経済振興部会	事務局		
59	水田農業推進対策事業	経済振興部会	事務局		
60	水田農業対策推進事業	経済振興部会	事務局		
61	水田農業推進協議会	経済振興部会	事務局		
62	農業集落排水事業	経済振興部会	次回以降		
63	特定農業用管水路等特別対策事業	経済振興部会	事務局		
64	農道整備事業	経済振興部会	事務局		
65	ため池等整備事業	経済振興部会	事務局		
66	償還金	経済振興部会	事務局		
67	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	次回以降		
68	治山事業	経済振興部会	事務局		
69	菊池台地土地改良区	経済振興部会	事務局		
70	緑川観光資源振興補助金	経済振興部会	事務局		
71	菊池川水産振興事業補助金	経済振興部会	事務局		

商工・観光関係事業の取扱い

1	観光イベント関連	経済振興部会	次回以降		
2	物産振興事業	経済振興部会	事務局		
3	工芸振興事業	経済振興部会	事務局		
4	加盟団体(観光)	経済振興部会	事務局		
5	加盟団体(物産)	経済振興部会	事務局		
6	観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
7	海外観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
8	コンベンション誘致対策	経済振興部会	事務局		
9	観光客受入対策事業	経済振興部会	事務局		
10	観光施設整備事業	経済振興部会	事務局		
11	競輪運営事業	経済振興部会	事務局		
12	熊本城復元整備事業	経済振興部会	事務局		
13	熊本城有効活用事業	経済振興部会	事務局		
14	熊本城管理事業	経済振興部会	事務局		
15	旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会	事務局		
16	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	事務局		
17	中小企業金融対策事業	経済振興部会	事務局		
18	経営相談事業	経済振興部会	事務局		
19	新規創業支援事業	経済振興部会	事務局		
20	新産業分野支援事業	経済振興部会	事務局		
21	工業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
22	海外経済活動支援事業	経済振興部会	事務局		

23	流通機能促進事業	經濟振興部会	事務局		
24	食品工業団地活性化事業	經濟振興部会	事務局		
25	産業文化会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
26	産業文化会館施設整備事業	經濟振興部会	事務局		
27	雇用対策事業	經濟振興部会	事務局		
28	職業技能向上支援事業	經濟振興部会	事務局		
29	商店街振興事業	經濟振興部会	事務局		
30	商工会補助金	經濟振興部会	次回以降		
31	中小企業団体支援事業	經濟振興部会	事務局		
32	労働環境・福祉向上事業	經濟振興部会	事務局		
33	商業活性化支援事業	經濟振興部会	事務局		
34	流通情報会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
35	動植物園管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
36	動植物園集客対策事業	經濟振興部会	事務局		
37	動植物園再編整備事業	經濟振興部会	事務局		
38	誘致企業関連事業	經濟振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	1 基盤整備事業
------	----------	------	----------

協議内容	各事業の負担率について
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中（平成21年度）に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	1・基盤整備促進事業(団体営) 事業内容:農業排水施設・農道整備 負担率:国 50% 県 15% 市 35% 地元 0% 事業内容:区画整理・農業用水施設・暗渠排水 負担率:国 50% 県 15% 市 21% 地元 14% H17 年度決算 3,250 千円 H18 年度決算 30,122 千円 H19 年度決算 52,583 千円	1・基盤整備促進事業(団体営) 事業内容:農業排水施設・農道整備 負担率:国 50% 県 15% 町 35% 地元 0% 事業内容:区画整理・農業用水施設・暗渠排水 負担率:国 50% 県 15% 町 10% 地元 25% H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 0 千円 H19 年度決算 0 千円	
	2・経営体育成基盤整備事業(県営) 事業内容:圃場整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 27.5% 市 17.5% 地元 5% H17 年度決算 50,968 千円 H18 年度決算 42,227 千円 H19 年度決算 27,575 千円	2・経営体育成基盤整備事業(県営) 事業内容:圃場整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 27.5% 町 10% 地元 12.5% H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 7,336 千円 H19 年度決算 140 千円	
	3・畑地帯総合整備事業(県営) 事業内容:基盤整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 25% 市 19% 地元 6% H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 0 千円 H19 年度決算 0 千円	3・畑地帯総合整備事業(県営) 事業内容:基盤整備 ソフト事業(高度化支援事業)セット 負担率:国 50% 県 25% 町 10% 地元 15% H17 年度決算 8,800 千円 H18 年度決算 5,300 千円 H19 年度決算 10,000 千円	
	相違点と課題	両市町の制度を比較した場合、受益者にとって地元負担割合が少ない熊本市の方が有利である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	2 農地・水・環境保全向上対策事業
協議内容	事業の今後の運営形態について		
合併協議会協議結果(調整方針)	現事業期間中(平成23年度まで)は、現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	<p>本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの共同・営農活動に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連絡協議会が設立され、本事業に関する指導及び事務手続き等を主体的に行う ・ 関係市町村については、事業の最終的確認を行う <p>(費用負担) 国 50% 県 25% 市 25% 市負担額 33,561 千円</p> <p>(対象地区) 15 地区 20 年度新規 1 地区</p> <p>H19 年度決算 33,561 千円</p>	<p>本事業は 18 年度実験事業としてスタート 19 年度より本格的に事業開始 (事業内容) 環境保全に向けた地域ぐるみの共同活動等に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町において、本事業の推進及び活動組織に対する指導助言を行っている。 ・ すべての活動組織の実績報告の作成を植木町土地改良区が受託し、履行確認は町が行っている。 <p>(費用負担) 国 50% 県 25% 町 25% 町負担額 14,972 千円</p> <p>(対象地区) 34 地区(内 1 地区は小学校校区単位) 20 年度新規地区 なし</p> <p>H19 年度決算 14,972 千円</p>
相違点と課題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	3 生産体制強化対策事業
協議内容	農業生産対策の取扱いについて比較検討する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおりに継続し、その後の取扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。		

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<p style="text-align: center;">熊 本 市</p> <p>生産体制強化対策事業</p> <p>1. 目的 農産物の高品質化や低コストなど生産体制の強化を図り、収益性の高い営農形態を確立し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>2. 事業内容 ①みかん実験農場、土壌病虫検査室の運営 ②各種団体への助成：生産体制強化のための組織活動に対する支援 ③農業生産総合対策の推進：農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援 (国庫補助事業、熊本県補助事業の要綱・要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援)</p> <p>3. 内訳 ①施設管理経費 (10,900 千円) ②各種団体助成経費 (11,983 千円) ○ 熊本市農畜産物出荷協議会 11,000 千円 ○ 熊本県花き協会 376 千円 ○ 熊本県野菜振興協議会 300 千円 ○ 熊本地区木材需要拡大協議会 50 千円 等 ③農作物鳥獣被害対策経費 (1,110 千円)</p> <p>平成 17 年度決算 27,932 千円 平成 18 年度決算 35,502 千円 平成 19 年度決算 23,993 千円</p>
	<p style="text-align: center;">植 木 町</p> <p>地域農業活性化事業補助</p> <p>1. 目的 各種団体の様々な活動・地域農業者自らの発案と創意工夫による取り組みを支援し、育成強化を図り、地域農業の活性化を図る。</p> <p>2. 事業内容 各種団体への組織活動、農業政策の周知・推進の活動並びに品質向上、生産体制の確立のための助成。 (植木町農業振興補助金交付規則に基づく支援)</p> <p>3. 内訳 ①各種団体助成 (6,200 千円) ○JA 鹿本 H. 19 (H. 20 見込) 各種部会等育成事業補助 3,500 千円 (2,625 千円) 地域農業活性化事業補助 2,700 千円 (2,025 千円) ②有害鳥獣捕殺委託料 (490 千円)</p> <p>平成 17 年度決算 6,390 千円 平成 18 年度決算 6,390 千円 平成 19 年度決算 6,690 千円</p>
相違点と課題	<p>土壌病虫検査室等の運営管理経費については、熊本市のみである。 植木町では、平成 20 年度に団体助成の一部を見直し、政策的補助に移行中である。</p>

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	4 農業用廃プラスチック類処理対策協議会
------	----------	------	----------------------

協議内容	植木町のための制度も含んでおり合併後の新市の方針について検討する。
合併協議会協議結果(調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>熊本市農業用廃プラスチック類処理対策協議会</p> <p>1.目的 協議会は農業用廃プラの処理について資源の有効利用を図るためリサイクルを基本とした再生処理を目標に、農家の意識向上・適正処理への誘導を図り、農業における環境への負荷を軽減した取り組みが行われるよう推進する。</p> <p>2.会長 熊本市農協園芸部会 部会長 馬原民雄</p> <p>3.人員 10名</p> <p>4.構成 熊本県熊本農政事務所農業振興課 " 農業普及指導課 熊本市生産流通課 熊本市農業協同組合 熊本県経済連園芸資材課 熊本県農業用フィルム商業会 JA 熊本市園芸・果樹・普通作・花卉部会</p> <p>5.補助金額 該当なし</p>	<p>植木町農業用廃プラスチック類処理対策協議会</p> <p>1.目的 協議会は、町・農協・商工会・生産者が協力して農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進し、これらの放置によって生ずる諸種の弊害を防止し、生産環境の美化に資する。</p> <p>2.会長 植木町長 藤井 修一</p> <p>3.会員 43名</p> <p>4.構成 議会代表、JA鹿本地区担当理事、商工会代表 植木町産業振興課、JA鹿本、農家組合長代表 嘱託員代表、農業委員代表 他</p> <p>5.補助金額 平成17年度決算 130千円 平成18年度決算 130千円 平成19年度決算 130千円</p>
相違点と課題	<p>植木町では組織運営支援補助金が設けられているが、熊本市では助成していない。</p> <p>熊本市と植木町の協議会では業務が異なる。</p> <p>事業については、JAとの関わりが深い為、別途JAを含めた調整が必要。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	5 農業振興地域整備計画変更
------	----------	------	----------------

協議内容	農業振興地域整備計画の変更(全体見直し)時期について
合併協議会協議結果(調整方針)	両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1.目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。</p> <p>2.全体見直し(変更年度:平成18年度) 平成23年度以降見直し予定</p> <p>3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>平成 17 年度決算 861 千円 平成 18 年度決算 0 千円 平成 19 年度決算 0 千円</p>	<p>1.目的 自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る必要があると認められる地域について、その地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の有効活用を図る。</p> <p>2.全体見直し (変更年度:現在作業中、平成21年度終了見込)</p> <p>3.根拠法 農業振興地域の整備に関する法律</p> <p>平成 17 年度決算 0 千円 平成 18 年度決算 0 千円 平成 19 年度決算 0 千円</p>
相違点と課題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	1 企業立地促進事業
協議内容	現在、両市町がそれぞれ独自に企業立地に関する支援制度を設定しているため、新市になった場合の制度のあり方について協議。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 環境・情報通信等の新規成長分野をはじめ、雇用吸収力が高く波及効果が大きい製造業を軸に本市への立地を促進することにより、雇用の場の拡大・市民所得の向上など経済の活性化を図る。</p> <p>【事業内容】 ○企業立地促進条例等に基づく立地促進 ・条例に基づく立地促進は補助金で対応</p> <p>(1) 交付対象者 市内に事業所を新設・増設・移設する企業</p> <p>(2) 交付内容</p> <p>①固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税相当額(3ヵ年度分)</p> <p>②土地取得費の一部又は賃料に要した3年間分の経費の1/2</p> <p>③新規常用従業員数1人につき 正社員50万円、正社員以外15万円</p> <p>④設備投資補助金 投下固定資産額の10%を補助</p> <p>(3) 限度額 20億円(①～④の合計額)</p> <p>◇決算額(補助金のみ、事務経費を除く)</p> <p>平成17年度決算 131,966千円 平成18年度決算 70,762千円 平成19年度決算 16,815千円</p>	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 地域の産業振興を図る上で、地域経済への波及効果が大きく優良と認められる企業の立地を促進することで、産業の振興、雇用の拡大を図る。</p> <p>【事業内容】 ○植木町工場等設置奨励条例等に基づく企業誘致 ・条例に基づく補助金制度で対応</p> <p>(1)交付対象者 植木町内に工場等を新設又増設する企業</p> <p>(2)交付内容</p> <p>①最初の年度において賦課された固定資産税額の1/2相当額(3ヵ年度分)</p> <p>②事業の用に供する目的で取得した3千㎡以上の土地で取得価格の1/10相当額(限度額1千万円)</p> <p>③新規常時雇用者1人あたり30万円(限度額300万円)</p> <p>◇決算額(補助金のみ)</p> <p>平成17年度決算 1,176千円 平成18年度決算 1,698千円 平成19年度決算 3,449千円</p> <p>・条例に基づく固定資産税の免除(3ヵ年)</p> <p>(1)交付対象者 農村地域工業等導入促進法に規定する総務省令で定める地区内に立地する企業 (第二正清地区・石川地区の2箇所)</p>

	<p>(2)免除内容 土地・家屋・償却資産に関するすべての固定資産税 ◇固定資産税の免除件数 平成 17 年度 0件 平成 18 年度 0件 平成 19 年度 0件</p>
相違点と課題	<p>企業立地に対する支援制度について、交付内容は概ね類似しているが交付額等に相違がある。</p>

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	2 中心市街地活性化対策事業
------	-----------	------	----------------

協議内容	中心市街地活性化のための支援についてどう取り扱うか
合併協議会協議結果 (調整方針)	現行のとおり継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 中心市街地活性化協議会運営支援事業 中心市街地活性化協議会の円滑な運営を支援する。</p> <p>2. まちなか賑わい創出事業 音楽・大道芸等によるストリートパフォーマンス活動を年間を通じて支援し、まちなかの賑わい創出を図る。</p> <p>3. 城下町大にぎわい市 10月第2土曜・日曜、シンボルロード周辺の公共スペースと道路を一部歩行者天国に活用し、熊本の全国に誇れる味と技をアピールする物産展等を開催する。</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年度決算 9,500 千円 平成 18 年度決算 11,500 千円 平成 19 年度決算 16,000 千円</p>	<p>1. 中心市街地商業活性化業務委託事業 中心市街地の都市再生に向けた土地区画整理事業推進、商店街の活性化を図るため、植木まちづくり株式会社への業務委託を実施。 (業務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画事業進捗に合わせた街並み形成事業 ・テナントミックス拠点形成事業 ・商店街整備事業 ・中心市街地活性化協議会の運営 ・その他の事業 <p style="text-align: right;">平成 17 年度決算 4,000 千円 平成 18 年度決算 4,000 千円 平成 19 年度決算 4,000 千円</p>
相違点と課題		

〔 今回提案分 〕

協議第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成21年 3月31日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

- 1 農業委員会の委員の任期の取扱いについて、現行のとおり継続する。
- 2 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数の取扱いについて、現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い					
1	委員の任期	経済振興部会	第5回		
2	選挙区及び選挙区の委員の定数	経済振興部会	第5回		
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い					
1	委員の構成	経済振興部会	事務局		
2	報酬及び費用弁償	経済振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	1 委員の任期
協議内容	農業委員会の存続について、統合するのか、別個に存続するのか調整が必要である。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の委員の任期は、現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>任期</p> <p>平成20年7月20日～平成23年7月19日</p>	<p>任期</p> <p>平成18年3月30日～平成21年3月29日 (新農業委員：平成21年3月30日～ 平成24年3月29日)</p>
相 違 点 と 課 題	<p>委員の任期に相違がある。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	2 選挙区及び選挙区の委員の定数
------	---------------------	------	------------------

協議内容	農業委員会の存続について、統合するのか、別個に存続するのか調整が必要である。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で、農業委員会を置く。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数は、現行のとおり継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>委員</p> <p>選挙委員定数 40名</p> <p>選挙区 市内を9選挙区に分割している</p>	<p>委員</p> <p>選挙委員定数 15名</p> <p>選挙区 植木町の全域</p>
相 違 点 と 課 題	選挙区の数に相違点がある。	

協議第 8 号

地域自治組織等の取扱いについて（その 1）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。

設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。

設置期間は、合併の日から 5 年間とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(8 地域自治組織等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地域自治組織等の取扱い					
1	地域自治組織等の取扱い	総務部会	第5回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	地域自治組織等	小項目名	1 地域自治組織等
協議内容	<p>1.地域審議会 2.地方自治法に基づく地域自治区 3.合併特例法に基づく地域自治区 4.合併特例区 の制度の活用について</p>		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。 設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。 設置期間は、合併の日から5年間とする。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度あり</p> <p>○富合町合併特例区制度導入の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回合併協議会 「合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。 1.名称は、富合町とする。 2.設置期間は、合併の日から5年間とする。」 が承認され、合併特例区の導入が決定した。 ・第10回合併協議会 「富合町合併特例区規約」が承認され、処理する事務等が決定した。 <p>○富合町合併特例区の概要・・・別紙のとおり</p>	<p>1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度なし</p>
相 違 点 と 課 題	<p>地域自治組織等の取扱いで、4つの制度の活用が考えられる中、熊本市は、富合町と合併する際、合併により心配される事柄(①住民の声が届きにくくなるのではないか②市の周辺部になることにより取り残されるのではないか③地域の個性や伝統が失われるのではないか等)に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映しつつ、規約で定められた事務を自らの事務として処理することができる合併特例区を設置した。 植木町と合併する場合、これらの制度のうちどの制度を活用するのか。</p>	

【地域自治組織等の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
根拠法	合併特例法	地方自治法	合併特例法	合併特例法
法人格	なし（長の付属機関）	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
審議会及び区（以下「区等」という）の権能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項につき長に意見を述べる。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	合併後一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、 <u>規約で定めるものを処理する。</u>
区等の設置方法	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	条例により設置。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。	合併関係市町村の協議により設置（議会の議決を経る必要がある）。また、協議により規約を定め、知事の認可を受ける必要がある。
区等の設置期間	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	制限無し	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	合併後の一定期間（上限5年） ／協議による規約による
区等の事務所	—	事務所は必置	事務所は必置	事務所は必置
事務所長／ 区長	—	事務所長は市町村職員（事務吏員）	・事務所長は市町村職員（事務吏員） ・事務所長に代えて区長（特別職）を置くこと可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内 （協議による）	・ <u>区長（特別職）を置く。</u> ・区長は助役や支所長との兼務は可。 ※市町村長が選任 ※任期は2年以内 （協議による規約で定める）
事務所の職員	—	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員のうちから市町村長の同意を得て区長が命じる。 合併特例区職員は市町村職員と併任。
事務所の事務	—	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	規約で定められた合併特例区の手務を処理。

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
審議機関	地域審議会 (期間を定めて設置)	地域協議会 (期限無し)	地域協議会 (期間を定めて設置)	合併特例区協議会 (合併特例区の期間に連動して設置)
審議機関の役割 や権限	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、 ①合併市町村の長の諮問に応じ審議し、又は ②必要と認める事項につき長に意見を述べる。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、 <u>条例</u> で定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、合併関係市町村の <u>協議</u> により定める地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①合併特例区協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②合併市町村の長は、 <u>規約</u> で定める合併特例区の区域に係る重要事項について合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ----- ※合併特例区の <u>予算や規約の変更等</u> について、 <u>合併特例区協議会の同意が必要</u> 。
審議機関の委員 の選任方法等	合併関係市町村の <u>協議</u> による。 ※報酬は支給しなければならない。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は <u>4年以内</u> (<u>条例</u> で定める) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は <u>4年以内</u> (<u>協議</u> による) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者で <u>合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法</u> により市町村長が選任。 ※任期は <u>2年以内</u> (<u>規約</u> による) ※報酬は支給しないことができる。
住居表示	—	地域自治区(旧市町名)の名称を表示しない。	地域自治区(旧市町名)の名称を表示する。	合併特例区(旧市町名)の名称を表示する。
予算編成権	—	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	あり (市町村により <u>措置された財源を基に独自の予算を編成</u> 。ただし、 <u>合併特例区協議会の同意及び市町村長の承認が必要</u>) ※課税、起債権限はなし。

〔参考〕

合併特例法上の合併特例区の設置期間が満了した後に、地方自治法上の地域自治区を設置することができる。

◆富合町合併特例区の概要

項目	概要
合併特例区	
名称	富合町
区域	合併前の富合町の区域
設置日	平成20年10月6日
設置期間	5年間(平成25年10月5日まで)
事務所の位置	旧富合町役場(現富合総合支所)内
処理する事務	1.公の施設の設置及び管理 2.コミュニティ関連施策 3.地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承 4.九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業 5.国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
予算	合併特例区の予算は、合併特例区の運営について必要と認める額を交付金として熊本市が交付する。 ※平成20年度 合併特例区交付金の額 90,633千円
合併特例区長	
選任	市町村長の被選挙権を有する者のうちから熊本市長が選任する。 ※設置時の区長:元町長
任期	2年
報酬	月額707,000円 (熊本市特別顧問を兼務)
権限	・合併特例区を代表し、その事務を総理する。 ・合併特例区の職員を指揮監督する。 ・法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。
合併特例区協議会	
選任	・区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。 ※設置時の構成員:元町議会議員、元副町長
構成員数	合併特例区規約の定数:10人以内 ※選任した構成員数:10人
任期	2年
報酬	月額250,000円
権限	合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるができる。
活動(実績)	協議会:3回開催(平成21年1月1日現在) ※協議会活動のほか、部会による活動や地区囑託員・富合区域選出市議会議員等との定期的な意見交換、合併特例区が実施する各種イベントへの参加等の活動を行っている。

富合町合併特例区の処理する事務

- (1) 公の施設の設置及び管理
 - ・ 富合町健康づくり総合センター
 - ・ 富合町雁回公園
 - ・ 富合町屋外運動場
 - ・ 富合町老人憩の家
 - ・ 緑川総合運動公園

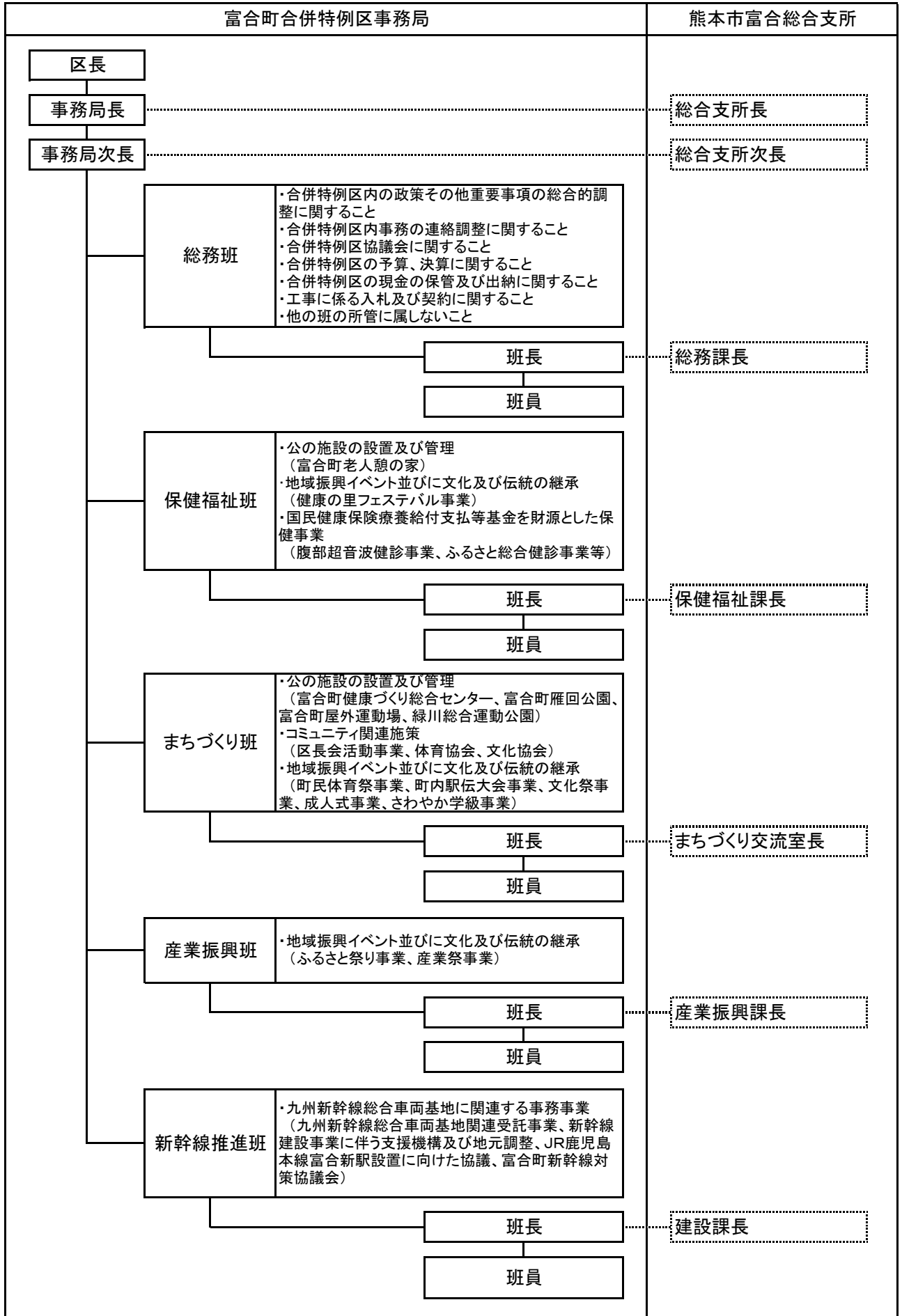
- (2) コミュニティ関連施策
 - ・ 区長会活動事業
 - ・ 体育協会
 - ・ 文化協会

- (3) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
 - ・ ふるさと祭り事業
 - ・ 健康の里フェスティバル事業
 - ・ 産業祭事業
 - ・ 町民体育祭事業
 - ・ 町内駅伝大会事業
 - ・ 文化祭事業
 - ・ 成人式事業
 - ・ さわやか学級事業

- (4) 九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業
 - ・ 九州新幹線総合車両基地関連受託事業
 - ・ 新幹線建設事業に伴う支援機構及び地元調整
 - ・ J R 鹿児島本線富合新駅設置に向けた協議
 - ・ 富合町新幹線対策協議会

- (5) 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
 - ・ 腹部超音波健診事業
 - ・ ふるさと総合健診事業等

富合町合併特例区の組織



富合町合併特例区規約

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。

(設置期間)

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。
- (5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有

し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	所在地（合併前）
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から 富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

協議第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求める。

平成21年 3月31日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸山政史

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(10 一般職の職員の身分の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
一般職の職員の身分の取扱い					
1	職員任用・給与	総務部会	第5回		
一般職の職員の身分の取扱い					
1	給料等の支給方法	総務部会	事務局		
2	共済組合	総務部会	事務局		
3	職員勧奨退職	総務部会	事務局		
4	職員研修	総務部会	事務局		
5	職員団体	総務部会	事務局		
6	職員定数	総務部会	事務局		
7	職員の被服貸与	総務部会	事務局		
8	職員の分限・懲戒	総務部会	事務局		
9	税務手当	総務部会	事務局		
10	退職手当	総務部会	事務局		
11	服務規程	総務部会	事務局		
12	扶養・住居・通勤の認定	総務部会	事務局		
13	安全衛生	総務部会	事務局		
14	健康保険組合	総務部会	事務局		
15	福利厚生	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	小項目名	1 職員任用・給与
------	---------------	------	-----------

協議内容	給与制度等の相違に関する協議
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。</p> <p>職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	別紙	別紙
相 違 点 と 課 題		

(別紙) 両市町の現況

1. 職員定数・職員数・平均年齢・平均給料月額

現 況			
区 分	熊 本 市	植木町	
条例職員定数	6, 800人	395人	
職 員 数	6, 155人	360人	
内 訳	行 政 職	2, 461人	161人
	税 務 職	248人	18人
	薬剤師・医療技術職	167人	15人
	看護・保健職	513人	74人
	福 祉 職	179人	26人
	技能労務職	954人	56人
	消 防 職	625人	—
	医 療 職	90人	9人
	教 育 職	209人	1人
	企 業 職	709人	—
平 均 年 齢	43歳0月	41歳9月	
平均給料月額	353, 000円	315, 100円	

※「平成19年地方公務員給与実態調査」より

2. 級別標準職務分類（行政職関係）

○熊本市

一 般 職 の 級 別 分 類	1級	主事補、技師補の職務及びこれに相当する職務
	2級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務
	3級	①係長の職務及びこれに相当する職務
		②主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	4級	①困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
		②困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	5級	①課長補佐の職務及びこれに相当する職務
		②特に困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
③特に困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務		
6級	課長の職務及びこれに相当する職務	
7級	部長職務及びこれに相当する職務	
8級	局長の職務及びこれに相当する職務	

○植木町

一般職の級別分類	1級	主事補、定型的な業務を行う主事及びこれに相当する職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及びこれに相当する職務
	3級	主査の職務及びこれに相当する職務
	4級	班長の職務及びこれに相当する職務 参事の職務及びこれに相当する職務
	5級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務 主幹の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う班長の職務及びこれに相当する職務 困難な業務を処理する参事の職務及びこれに相当する職務
	6級	課長の職務及びこれに相当する職務 首席審議員、審議員の職務
	7級	重要な業務を所掌する課長の職務

3. 初任給基準

	熊本市	植木町
初任給（高校卒）	1級13号給 143,400円	1級5号給 140,100円

4. 給料表

	熊本市	植木町
給料表(行政職)	8級制	7級制

協議第12号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。

平成21年 3月31日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

一部事務組合等の取扱いについて

- 1 一部事務組合等の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 山鹿植木広域行政事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、植木町域に係るごみ処理に関する事務、消防に関する事務、ふるさと市町村圏計画に関する事務及びし尿処理に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。
 - (2) 熊本縣市町村総合事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。
 - (3) 熊本県後期高齢者医療広域連合については、植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。
 - (4) 植木町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(12 一部事務組合等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
一部事務組合等の取扱い					
1	一部事務組合	企画財政部会	第5回		
2	広域連合	企画財政部会	第5回		
3	事務の委託	企画財政部会	第5回		
一部事務組合等の取扱い					
1	一部事務組合(市町村職員共済組合)	企画財政部会	事務局		
2	一部事務組合等(介護認定審査会)	企画財政部会	事務局		
3	一部事務組合等(障害程度区分認定審査会)	企画財政部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	一部事務組合等	小項目名	1 一部事務組合
協議内容	植木町が一部事務組合に加入して処理を行っている事務については、熊本市は単独で事務処理を行っており、植木町が加入している一部事務組合の取り扱いをどのようにするか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	<p>山鹿植木広域行政事務組合について、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。</p> <p>熊本市町村総合事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>・宇城広域連合(平成20年10月6日加入) 構成市町 熊本市 宇土市 宇城市 城南町 美里町 旧富合地区における下記の業務について加入している。</p> <p>① ふるさと市町村圏計画に関すること ② 介護保険法に基づく介護認定審査会に関すること (平成21年3月31日まで) ③ 消防に関すること ④ し尿処理に関すること ⑤ ごみ処理に関すること ⑥ 火葬場の運営等に関すること ほか</p> <p>平成 20 年度予算 119,734 千円</p> <p>該当なし</p>	<p>・山鹿植木広域行政事務組合</p> <p>① ごみ処理に関すること ② 消防事務に関すること ③ ふるさと市町村圏計画に関すること ④ し尿処理に関すること ⑤ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例第2条の次に掲げるもの ア 火薬類取締法に基づく事務 イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務</p> <p>平成 17 年度決算 582,286 千円 平成 18 年度決算 698,758 千円 平成 19 年度決算 665,013 千円</p> <p>・熊本市町村総合事務組合</p> <p>① 退職手当に関すること ② 損害補償に関すること ③ 非常勤消防団に係る賞じゅつ金の支払に関すること ④ 災害の補償に関すること ⑤ 住民の交通災害見舞金に関すること</p> <p>平成 17 年度決算 195,976 千円 平成 18 年度決算 230,174 千円 平成 19 年度決算 225,219 千円</p>
相 違 点 と 課 題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	一部事務組合等	小項目名	2 広域連合
協議内容	両市町が加入している広域連合について、今後どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本県後期高齢者医療広域連合については、植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>●熊本県後期高齢者医療広域連合</p> <p>設立年月日 平成19年2月1日 構成市町村 熊本県内全ての市町村(47団体) 広域連合の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 <p>運営経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構成市町村の負担金 <ul style="list-style-type: none"> ・共通経費(負担割合:均等割 10%、高齢者人口割 50%、人口割 40%) ・医療給付に要する費用 ・保険料その他の納付金 2. 国及び県等の支出金 <ul style="list-style-type: none"> ・医療給付に要する費用に係る負担金等 <p>負担金 平成 19 年度決算 117,719 千円</p>	<p>●熊本県後期高齢者医療広域連合</p> <p>設立年月日 平成19年2月1日 構成市町村 熊本県内全ての市町村(47団体) 広域連合の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 <p>運営経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構成市町村の負担金 <ul style="list-style-type: none"> ・共通経費(負担割合:均等割 10%、高齢者人口割 50%、人口割 40%) ・医療給付に要する費用 ・保険料その他の納付金 2. 国及び県等の支出金 <ul style="list-style-type: none"> ・医療給付に要する費用に係る負担金等 <p>負担金 平成 19 年度決算 7,233 千円</p>
相 違 点 と 課 題	両市町とも同じ広域連合に加入している。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	一部事務組合等	小項目名	3 事務の委託
------	---------	------	---------

協議内容	植木町が熊本県に委託して処理を行っている公平委員会の事務については、熊本市では人事委員会を設置して事務処理を行っており、植木町が委託している公平委員会の事務の取り扱いをどのようにするか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	該当なし	1. 委託している事務：公平委員会の事務 2. 委託先：熊本県 平成 19 年度決算 22,400 円
相 違 点 と 課 題	公平委員会の事務の委託を終了する協議を熊本県とする必要がある。	

協議第16号

総務関係事業について（その2）

総務関係事業について承認を求める。

平成21年 3月31日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

総務関係事業について

- 1 総務関係事業のうち植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(16 総務関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
特別職の身分の取扱い					
1	特別職の職員	総務部会	第4回		
条例、規則等の取扱い					
1	条例及び規則等	総務部会	第4回		
消防防災の取扱い					
1	非常備消防(消防団)	総務部会	第4回		
2	消防団運営交付金	総務部会	第4回		
3	常備消防	総務部会	第5回		
選挙管理事務の取扱い					
1	投票区	総務部会	第4回		
特別職の身分の取扱い					
1	退職手当	総務部会	事務局		
2	福利厚生	総務部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	消防補助金等	総務部会	事務局		
2	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	事務局		
3	防災無線	総務部会	事務局		
4	水防業務	総務部会	事務局		
5	行事・大会等	総務部会	事務局		
6	地域防災計画策定事業	総務部会	事務局		
7	防災に関する啓発事業	総務部会	事務局		
8	防災関係機関負担金	総務部会	事務局		
9	防災訓練	総務部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	勤務時間外の対応	総務部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	各種工事の竣工検査立会	総務部会	事務局		
選挙管理事務の取扱い					
1	期日前・不在者投票所	総務部会	事務局		
2	開票所	総務部会	事務局		
3	選挙ポスター掲示板	総務部会	事務局		
4	個人演説会施設	総務部会	事務局		
5	土地改良区総代総選挙	総務部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	指定金融機関及び収納代理	総務部会	事務局		
2	金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会	事務局		
3	入札事務	総務部会	幹事会		
4	物品の購入契約	総務部会	事務局		
5	指名参加願い及び資格審査	総務部会	事務局		
6	情報公開制度及び文書管理方法	総務部会	事務局		
7	監査の時期	総務部会	事務局		

8	栄典事務(地方自治功労関係)	総務部会	事務局		
9	全国市長会等への年度負担金	総務部会	事務局		
10	有功者表彰	総務部会	事務局		
11	おくやみ弔電(レタックス)	総務部会	事務局		
12	指定管理者制度	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	消防防災	小項目名	1 常備消防
------	------	------	--------

協議内容	植木町は、山鹿植木広域行政事務組合により常備消防事務を行っており、熊本市と合併した場合の取扱方針を決定する必要がある。
合併協議会協議結果(調整方針)	合併後の植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。 山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①消防本部</p> <p>②消防署：3 署（中央消防署、西消防署、健軍消防署）</p> <p>③消防出張所：出張所 13（清水出張所、楠出張所、北部出張所、島崎出張所、田崎出張所、小島出張所、川尻出張所、河内出張所、飽田・天明出張所、出水出張所、託麻出張所、小山出張所、平田出張所）</p> <p>④その他庁舎：2（池田庁舎、南熊本庁舎）</p>	<p>1. 常備消防組織</p> <p>①山鹿植木広域消防本部（山鹿市）</p> <p>②消防署：植木消防署 災害対応については、植木消防署にて対応</p> <p>※非常備消防（消防団）、消防水利施設の設置、維持管理の事務を除く。</p>
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・植木町における常備消防事務は、1市1町で構成する一部事務組合方式であるのに対し、熊本市は単独市により行っている。 ・植木町と山鹿植木広域行政事務組合との関係等を踏まえたうえで、合併後の植木町域の常備消防の体制を検討する必要がある。 	

協議第 2 1 号

環境保全関係事業について（その 2）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

- 1 環境保全関係事業のうち廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(21 環境保全関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
清掃事業の取扱い					
1	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
2	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
3	環境美化活動推進事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
4	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	第5回		
5	ごみ収集事業	環境保全部会	第5回		
環境対策事業の取扱い					
1	人工かん養促進事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
2	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
清掃事業の取扱い					
1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	事務局		
2	し尿収集適正化事業	環境保全部会	幹事会		
3	浄化槽清掃業の許可等手数料	環境保全部会	幹事会		
4	清掃車の運行・管理	環境保全部会	事務局		
5	家電リサイクル法関係	環境保全部会	事務局		
6	資源リサイクル事業	環境保全部会	事務局		
7	その他のごみ対策	環境保全部会	事務局		
8	一般廃棄物処理業の許可等手数料	環境保全部会	事務局		
9	産業廃棄物適正処理事業	環境保全部会	事務局		
10	ごみ減量・リサイクル活動推進事業	環境保全部会	事務局		
環境対策事業の取扱い					
1	環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会	事務局		
2	環境パートナーシップ形成事業	環境保全部会	事務局		
3	環境教育・学習事業	環境保全部会	事務局		
4	行政率先活動推進事業	環境保全部会	事務局		
5	自動車交通クリーン推進事業	環境保全部会	事務局		
6	大気汚染等監視啓発事業	環境保全部会	事務局		
7	地球温暖化対策事業	環境保全部会	事務局		
8	有害化学物質対策事業	環境保全部会	事務局		
9	環境総合研究所管理運営事業	環境保全部会	事務局		
10	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	事務局		
11	かん養域保全事業	環境保全部会	事務局		
12	広域水保全対策事業	環境保全部会	事務局		
13	水質監視事業	環境保全部会	事務局		
14	水質浄化対策事業	環境保全部会	事務局		
15	水量監視事業	環境保全部会	事務局		
16	緑地樹木保全事業	環境保全部会	事務局		
17	環境保護地区保全事業	環境保全部会	事務局		
18	公共地・民有地緑化事業	環境保全部会	事務局		
19	地域緑化活動促進事業	環境保全部会	事務局		
20	緑化啓発教育事業	環境保全部会	事務局		
21	みどり推進協議会	環境保全部会	事務局		
22	緑の少年団育成事業	環境保全部会	事務局		
23	緑化関係の負担金及び会費	環境保全部会	事務局		
24	熊本市公害防止条例に関すること	環境保全部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	5 ごみ収集事業
協議内容	①資源物等(分別ごみ)の分別品目数が異なる。 ②大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月1回ステーション方式による収集)		
合併協議会協議結果(調整方針)	一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。		

制度比較

	熊本市	植木町																																																													
市町別内容	1. 家庭ごみ用のごみ袋 ・透明ポリ袋(市販のもの) ・平成21年10月1日より	1. 家庭ごみ用のごみ袋 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき。</td> <td>特小袋(容量が5リットル相当のもの)1枚につき</td> <td style="text-align: center;">4円</td> </tr> <tr> <td>小袋(容量が15リットル相当のもの)1枚につき</td> <td style="text-align: center;">12円</td> </tr> <tr> <td>中袋(容量が30リットル相当のもの)1枚につき</td> <td style="text-align: center;">23円</td> </tr> <tr> <td>大袋(容量が45リットル相当のもの)1枚につき</td> <td style="text-align: center;">35円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。</td> <td>小袋(容量が15リットル相当のもの)1枚につき</td> <td style="text-align: center;">12円</td> </tr> <tr> <td>中袋(容量が30リットル相当のもの)1枚につき</td> <td style="text-align: center;">23円</td> </tr> <tr> <td>大袋(容量が45リットル相当のもの)1枚につき</td> <td style="text-align: center;">35円</td> </tr> </table>	燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき。	特小袋(容量が5リットル相当のもの)1枚につき	4円	小袋(容量が15リットル相当のもの)1枚につき	12円	中袋(容量が30リットル相当のもの)1枚につき	23円	大袋(容量が45リットル相当のもの)1枚につき	35円	埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	小袋(容量が15リットル相当のもの)1枚につき	12円	中袋(容量が30リットル相当のもの)1枚につき	23円	大袋(容量が45リットル相当のもの)1枚につき	35円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">可燃物</td> <td style="text-align: center;">容量</td> <td style="text-align: center;">1ケース</td> <td style="text-align: center;">1袋</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 18ℓ</td> <td style="text-align: center;">4,500円</td> <td style="text-align: center;">240円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 30ℓ</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> <td style="text-align: center;">270円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">大 45ℓ</td> <td style="text-align: center;">6,600円</td> <td style="text-align: center;">330円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">1ケース:1袋20枚入りが25袋で総計500枚</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">1袋 :1袋20枚入り</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">不燃物</td> <td style="text-align: center;">容量</td> <td style="text-align: center;">1ケース</td> <td style="text-align: center;">1袋</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小 18ℓ</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> <td style="text-align: center;">280円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 30ℓ</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">320円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">大 45ℓ</td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">390円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">1ケース:1袋20枚入りが15袋で総計300枚</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">1袋 :1袋20枚入り</td> </tr> </table>	可燃物	容量	1ケース	1袋	小 18ℓ	4,500円	240円	中 30ℓ	5,200円	270円		大 45ℓ	6,600円	330円	1ケース:1袋20枚入りが25袋で総計500枚				1袋 :1袋20枚入り				不燃物	容量	1ケース	1袋	小 18ℓ	3,300円	280円	中 30ℓ	4,000円	320円		大 45ℓ	5,000円	390円	1ケース:1袋20枚入りが15袋で総計300枚				1袋 :1袋20枚入り			
	燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき。	特小袋(容量が5リットル相当のもの)1枚につき		4円																																																											
		小袋(容量が15リットル相当のもの)1枚につき		12円																																																											
		中袋(容量が30リットル相当のもの)1枚につき		23円																																																											
		大袋(容量が45リットル相当のもの)1枚につき	35円																																																												
	埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	小袋(容量が15リットル相当のもの)1枚につき	12円																																																												
		中袋(容量が30リットル相当のもの)1枚につき	23円																																																												
		大袋(容量が45リットル相当のもの)1枚につき	35円																																																												
	可燃物	容量	1ケース	1袋																																																											
		小 18ℓ	4,500円	240円																																																											
中 30ℓ		5,200円	270円																																																												
	大 45ℓ	6,600円	330円																																																												
1ケース:1袋20枚入りが25袋で総計500枚																																																															
1袋 :1袋20枚入り																																																															
不燃物	容量	1ケース	1袋																																																												
	小 18ℓ	3,300円	280円																																																												
	中 30ℓ	4,000円	320円																																																												
	大 45ℓ	5,000円	390円																																																												
1ケース:1袋20枚入りが15袋で総計300枚																																																															
1袋 :1袋20枚入り																																																															
	大型ごみ受付センター 家庭から排出される大型ごみについては、事前申込制(500円及び900円の2種類のシールをコンビニ等で販売)で、戸別収集で行っており、大型ごみ受付センターでは、市民からの事前申込受付及び各種ごみに関する質問・相談に関する対応を行っている。	大型ごみ受付センター 植木町には設置していない																																																													

	<p>2. 資源物等分別（11品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・びん、缶 ・なべ類 ・古着類 ・自転車 ・乾電池 ・ペットボトル ・紙（新聞紙、チラシ ダンボール その他紙） ・白色トレー ・紙パック（拠点回収） <p>平成21年10月1日より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食用油（一部市施設 平成21年4月1日より） ・蛍光灯 ・乾燥生ごみ ・プラスチック製容器包装（平成22年10月1日予定） 	<p>2. 資源物等分別（14品目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・びん・缶 ・古着類 ・金物類 ・自転車 ・乾電池 ・蛍光灯 ・ペットボトル ・紙（新聞紙、チラシ ダンボール その他紙） ・白色トレー ・紙パック <p>ごみ収集関係経費（山鹿植木広域行政組合負担金） 一般管理費 清掃費（クリーンセンター・最終処分場・リサイクルプラザ）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成17年度決算</td> <td>323,485千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td>370,946千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td>349,039千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	323,485千円	平成18年度決算	370,946千円	平成19年度決算	349,039千円
平成17年度決算	323,485千円							
平成18年度決算	370,946千円							
平成19年度決算	349,039千円							
相違点と課題	<p>①資源物等（分別ごみ）の分別品目数が異なる。</p> <p>②大型ごみの種類（定義）、収集方法が異なる。（熊本市は500円または900円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月1回ステーション方式による収集）</p>							

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 2）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 経済振興関係事業のうち農業委員会あっせん基準について、それぞれの区域に農業委員会が設置されている間は、各農業委員会において現行のあっせん基準の設定を存続させる。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(22 経済振興関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
農林水産関係事業の取扱い					
1	基盤整備事業	経済振興部会	第4回		
2	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第4回		
3	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回		
4	農業用廃プラ処理対策協議会	経済振興部会	第4回		
5	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回		
6	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第5回		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回		
2	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第4回		
農林水産関係事業の取扱い					
1	単県土地改良事業	経済振興部会	事務局		
2	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	事務局		
3	土地改良事業等補助金	経済振興部会	事務局		
4	農村環境整備計画	経済振興部会	事務局		
5	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会	事務局		
6	排水機場	経済振興部会	事務局		
7	賦課金(熊本県土地改良事業団体連合会)	経済振興部会	事務局		
8	負担金(各協議会)	経済振興部会	事務局		
9	施設管理費	経済振興部会	事務局		
10	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
11	農業用水堰連絡協議会	経済振興部会	事務局		
12	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会	事務局		
13	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会	次回以降		
14	土地改良区	経済振興部会	事務局		
15	例規	経済振興部会	事務局		
16	法定外公共物(水路)の維持管理	経済振興部会	事務局		
17	緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会	事務局		
18	漁港整備事業	経済振興部会	事務局		
19	漁場整備事業	経済振興部会	事務局		
20	水産業経営基盤強化事業	経済振興部会	事務局		
21	(特)水産業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
22	水産振興センター整備事業	経済振興部会	事務局		
23	地産地消の推進事業	経済振興部会	事務局		
24	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	事務局		
25	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	流通施設整備事業	経済振興部会	事務局		
27	畜産施設整備事業	経済振興部会	事務局		
28	流通対策事業	経済振興部会	事務局		
29	畜産振興事業	経済振興部会	事務局		
30	森林整備計画	経済振興部会	事務局		
31	環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会	事務局		
32	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会	事務局		
33	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会	事務局		
34	畜産振興協議会補助金	経済振興部会	事務局		
35	市民農園事業	経済振興部会	事務局		
36	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会	事務局		
37	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	事務局		
38	標準小作料	経済振興部会	事務局		

39	農地基本台帳	経済振興部会	事務局		
40	農業地域交流促進事業	経済振興部会	事務局		
41	地域農業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
42	経営体育成支援事業	経済振興部会	事務局		
43	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	事務局		
44	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
45	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	事務局		
46	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	事務局		
47	農区長制度	経済振興部会	事務局		
48	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
49	認定農業者協議会	経済振興部会	事務局		
50	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会	事務局		
51	担い手育成総合支援協議会	経済振興部会	事務局		
52	農業後継者育成対策事業	経済振興部会	事務局		
53	農用地区域でない証明手数料	経済振興部会	事務局		
54	中山間地域振興事業	経済振興部会	事務局		
55	農業資金利子補給補助金	経済振興部会	事務局		
56	食肉センター管理運営事業	経済振興部会	事務局		
57	食肉センター施設整備事業	経済振興部会	事務局		
58	水田農業推進対策事業	経済振興部会	事務局		
59	水田農業対策推進事業	経済振興部会	事務局		
60	水田農業推進協議会	経済振興部会	事務局		
61	農業集落排水事業	経済振興部会	次回以降		
62	特定農業用管路等特別対策事業	経済振興部会	事務局		
63	農道整備事業	経済振興部会	事務局		
64	ため池等整備事業	経済振興部会	事務局		
65	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	次回以降		
66	償還金	経済振興部会	事務局		
67	治山事業	経済振興部会	事務局		
68	菊池台地土地改良区	経済振興部会	事務局		
69	緑川観光資源振興補助金	経済振興部会	事務局		
70	菊池川水産振興事業補助金	経済振興部会	事務局		

商工・観光関係事業の取扱い

1	観光イベント関連	経済振興部会	次回以降		
2	物産振興事業	経済振興部会	事務局		
3	工芸振興事業	経済振興部会	事務局		
4	加盟団体(観光)	経済振興部会	事務局		
5	加盟団体(物産)	経済振興部会	事務局		
6	観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
7	海外観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
8	コンベンション誘致対策	経済振興部会	事務局		
9	観光客受入対策事業	経済振興部会	事務局		
10	観光施設整備事業	経済振興部会	事務局		
11	競輪運営事業	経済振興部会	事務局		
12	熊本城復元整備事業	経済振興部会	事務局		
13	熊本城有効活用事業	経済振興部会	事務局		
14	熊本城管理事業	経済振興部会	事務局		
15	旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会	事務局		
16	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	事務局		
17	中小企業金融対策事業	経済振興部会	事務局		
18	経営相談事業	経済振興部会	事務局		
19	新規創業支援事業	経済振興部会	事務局		
20	新産業分野支援事業	経済振興部会	事務局		
21	工業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
22	海外経済活動支援事業	経済振興部会	事務局		

23	流通機能促進事業	經濟振興部会	事務局		
24	食品工業団地活性化事業	經濟振興部会	事務局		
25	産業文化会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
26	産業文化会館施設整備事業	經濟振興部会	事務局		
27	雇用対策事業	經濟振興部会	事務局		
28	職業技能向上支援事業	經濟振興部会	事務局		
29	商店街振興事業	經濟振興部会	事務局		
30	商工会補助金	經濟振興部会	次回以降		
31	中小企業団体支援事業	經濟振興部会	事務局		
32	労働環境・福祉向上事業	經濟振興部会	事務局		
33	商業活性化支援事業	經濟振興部会	事務局		
34	流通情報会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
35	動植物園管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
36	動植物園集客対策事業	經濟振興部会	事務局		
37	動植物園再編整備事業	經濟振興部会	事務局		
38	誘致企業関連事業	經濟振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	6 農業委員会あっせん基準
協議内容	経営類型及び基準面積、目標面積にも違いがある。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	それぞれの区域に農業委員会が設置されている間は、各農業委員会において現行のあっせん基準の設定を存続させる。		

制度比較			
熊本市		植木町	
市 町 別 内 容	農地移動適正化あっせん基準 基準面積		農地移動適正化あっせん基準 基準面積
	水稲、野菜、果樹、花き、畜産等専門的経営及び複合 経営	122a	春夏スイカ+花(スイカが主) 106a 花・花+春夏スイカ(花が主) 50a
	施設園芸(花き専門)	50a	春夏スイカ+秋冬メロン 106a
	新規就農者(農業後継者を除く)	50a	ハウスみかん+露地みかん 106a
	目標面積		春夏スイカ+露地みかん 106a
	水稲・麦・大豆	1000a	水稲+たばこ 106a
	温州みかん	385a	酪農(経産牛) 68頭
	冬春なす	55a	肉用牛一貫(専門種)(繁殖牛) 9頭
	秋冬メロン+春メロン	180a	肉用牛肥育(肥育牛) 122頭
	周年アールスメロン	180a	養豚一貫経営(繁殖豚) 112頭
	春夏すいか+春冬メロン	190a	上記以外の経営体 106a
	冬春トマト	35a	新規参入者 50a (農業後継者を除く)
	秋冬メロン+春夏レイシ	150a	
	温州みかん+不知火	310a	
	温州みかん+落葉果樹	395a	
	キク(電照)	120a	
	バラ	35a	
	カーネーション	45a	
	酪農 経産牛	100頭	
	相 違 点 と 課 題	経営類型及び基準面積、目標面積にも違いがあるため統一する必要がある。	

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 2）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 都市建設関係事業のうち土地区画整理事業について、植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行地区）については、現行制度を存続する。
また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(23 都市建設関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
建設関係事業の取扱い					
1	里道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	私道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
都市計画の取扱い					
1	土地区画整理事業	都市建設部会	第5回		
下水道事業の取扱い					
1	下水道計画	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	下水道使用料	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
3	受益者負担金	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
交通関係事業の取扱い					
1	地方バス	都市建設部会	事務局		
2	乗合タクシー運行補助金	都市建設部会	事務局		
3	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会	事務局		
4	道路照明灯の整備	都市建設部会	事務局		
5	国道3号植木バイパス期成会負担金	都市建設部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	河川の維持管理	都市建設部会	事務局		
2	砂防対策(県砂防事業負担金)	都市建設部会	事務局		
3	河川占用料	都市建設部会	事務局		
4	河川整備計画	都市建設部会	事務局		
5	河川災害関連	都市建設部会	事務局		
6	雨水浸透枡設置費助成	都市建設部会	事務局		
7	河川関係負担金	都市建設部会	事務局		
8	道路位置指定	都市建設部会	事務局		
9	建築確認事務	都市建設部会	事務局		
10	建築指導行政	都市建設部会	事務局		
11	やさしいまちづくり事業	都市建設部会	事務局		
12	建築物耐震改修促進計画	都市建設部会	事務局		
13	アスベスト改修型優良建築物等整備事業	都市建設部会	事務局		
14	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降		
15	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会	事務局		
16	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会	事務局		
17	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会	事務局		
18	市(町)営住宅駐車場の整備・管理	都市建設部会	事務局		
19	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会	事務局		
20	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	事務局		
21	市(町)営住宅例規	都市建設部会	事務局		
22	市(町)営住宅図面	都市建設部会	事務局		
23	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会	事務局		
24	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会	事務局		
25	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会	事務局		
26	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会	事務局		
27	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会	事務局		
28	市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会	事務局		
29	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会	事務局		
30	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会	事務局		
31	市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会	事務局		
32	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会	事務局		

33	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会	事務局		
34	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会	事務局		
35	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会	事務局		
36	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会	事務局		
37	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	事務局		
38	市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会	事務局		
39	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会	事務局		
40	新規道路の認定	都市建設部会	事務局		
41	道路占用料	都市建設部会	事務局		
42	市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会	事務局		
43	道路台帳	都市建設部会	事務局		
44	道路の維持管理	都市建設部会	事務局		
45	用途廃止・払い下げ	都市建設部会	事務局		
46	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	事務局		
47	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会	事務局		
48	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
49	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
50	官民境界	都市建設部会	事務局		
51	用地取得基準	都市建設部会	事務局		
52	九州地区用地対策連合会負担金	都市建設部会	事務局		
都市計画の取扱い					
1	公園管理	都市建設部会	事務局		
2	公園使用料	都市建設部会	事務局		
3	児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会	事務局		
4	公園愛護会支援事業	都市建設部会	事務局		
5	公園維持管理事業	都市建設部会	事務局		
6	公園整備事業	都市建設部会	事務局		
7	公園県事業負担金	都市建設部会	事務局		
8	都市計画審議会委員	都市建設部会	事務局		
9	地区計画運用基準	都市建設部会	事務局		
10	集落内開発制度運用基準	都市建設部会	事務局		
11	中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会	事務局		
下水道事業の取扱い					
1	水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	事務局		
2	施設の保守、運転管理	都市建設部会	事務局		
3	排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会	事務局		
4	下水道台帳	都市建設部会	事務局		
5	汚水処理(し尿処理)事業の取り扱い	都市建設部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	都市計画	小項目名	1 土地区画整理事業
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、両市町で着手している事業の取扱いについて ・ また、植木町の施行区域（計画区域）において着手されていない未着手部分の取扱いについて 		
合併協議会協議結果（調整方針）	植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行地区）については、現行制度を存続する。また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>○現在市で施行している「熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業」に関して、以下のように条例などを制定して施行している。</p> <p>①熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例</p> <p>②熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理審議会規則</p> <p>※ 地区名：熊本駅西地区 施行者：熊本市 施行面積：18.1ha 施行期間：平成13年度（12月10日）～平成28年度 事業費：約258億円</p>	<p>○植木土地区画整理施行区域（計画区域） 施行区域 90.8ha</p> <p>○植木中央土地区画整理施行地区（認可地区） 現在町で施行している「植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業」に関して、以下のように規程などを制定して施行している。</p> <p>①植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行規程</p> <p>②植木都市計画事業植木中央土地区画審議会会議規則</p> <p>※ 地区名：植木中央地区 施行者：植木町 施行面積：17.5ha 施行期間：平成11年度～平成30年度 事業費：147億4,700万円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>・ 施行区域90.8haのうち73.3haが未着手である。</p>	

協議第 27 号

政令指定都市移行に関する事項について（その 1）

政令指定都市移行に関する事項について承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

政令指定都市移行に関する事項について

- 1 政令指定都市移行に伴う都市計画関係の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 合併時は、植木都市計画区域を現行のまま引き継ぎ、区域区分（線引き）は行わないものとする。
合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。
 - (2) 市街化調整区域における開発等については、地区計画制度や都市計画法第 34 条に基づく許可等、地域の実情に応じた適切な運用を行う。
 - (3) 線引きと同時に集落内開発制度の適用を行う。
なお、集落内開発制度の制度設計にあたっては、植木地域の集落の特性を考慮して作成する。
 - (4) 線引きや開発制度については、住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(27 政令指定都市移行に関する事項)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
都市計画関係の取扱い					
1	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第5回		
2	市街化調整区域における開発等	都市建設部会	第5回		
区役所関係の取扱い					
1	区役所の取扱い	企画財政部会	次回以降		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	政令指定都市移行に関する事項	小項目名	1 都市計画区域及び区域区分
------	----------------	------	----------------

協議内容	都市計画区域の存続・統合について 区域区分の指定について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時は、植木都市計画区域を現行のまま引き継ぎ、区域区分（線引き）は行わないものとする。 合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>(都市計画区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本都市計画区域（区域区分有り） 23,138ha ・ 植木都市計画区域（区域区分なし） 137ha <p>※都市計画区域外（旧河内町） 3,447ha</p> <p style="text-align: center;">【行政区域：26,722ha】</p>	<p>(都市計画区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> 植木都市計画区域（区域区分なし） 6,718ha 植木町の全域 6,581ha 熊本市の一部 137ha <p style="text-align: center;">【行政区域：6,581ha】</p>
	<p>(区域区分)</p> <p>市域の大半が区域区分を有する熊本都市計画区域に指定されている。</p> <p>熊本都市計画区域 (23,138 ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化区域 10,095 ha ・ 市街化調整区域 13,043 ha <p>※市街化区域には用途地域を指定している。</p>	<p>(区域区分)</p> <p>区域区分の指定なし</p> <p>植木都市計画区域 6,718ha (熊本市の一部137haを含む)</p> <p>用途区域 271ha (熊本市の一部14haを含む)</p>
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本都市計画区域は市街化区域、市街化調整区域の線引きがあるが、植木都市計画区域には線引きがない。 ・ 合併後、政令指定都市になった場合、線引きが必須となるため、植木都市計画区域においても線引きを行うこととなる。 	

市街化調整区域における開発等について

1 都市計画の区域区分（線引き）の意義

市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等を図ることを目的として定めるものである。

政令指定都市においては、市街化区域と市街化調整区域の線引きが必須となっているため、仮に、熊本市と植木町が合併し、政令指定都市に移行した場合には、現在、非線引きの植木町域においても県により線引きが行われることになる。

<参 考> 都市計画法

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

2 市街化調整区域における開発等

市街化調整区域においては、建築や開発行為が制限されるが、次のような場合には建築や開発行為が可能となる。

(1) 既存建築物の建替えについて

市街化調整区域になる以前から建てられている建築物について、同用途、同規模の建替え（造成を行わないもの）は、既存の権利として認められる。（建築許可不要）

- ・建て替え後の延床面積の合計が、従前の1.5倍まで建替えが可能。
- ・個人住宅については、従前の1.5倍又は200㎡以内の立替えが可能。
- ・建ぺい率40%・容積率80%以内の場合も建替えが可能。

(2) 線引き時の移行緩和について

線引きが行われる前に農地転用の許可を受けていた者は、線引きから6月以内に既存権利届出書を熊本市長に届け出れば、当該目的に従って、5年以内に開発・建築ができる。（線引きから5年以内に完了すること）

(3) 農家住宅の建築について

農林漁業用に供する建築物、農林漁業従事者の住宅は、市街化調整区域内であっても建築が可能である。（開発許可、建築許可不要）

(4) 分家住宅・日用品店舗等の建築について（都市計画法第34条第1号等）

市街化調整区域において、都市計画法第34条に該当する分家住宅、社会福祉施設、日用品店舗等の建築は可能である。

※各々に立地場所、敷地、接する道路、建物、建てる方の資格、技術基準などの許可基準が定められており、この基準に適合するものでなければならない。併せて、建てようとする土地が農地の場合は、農地転用ができる農地か確認が必要である。

[日用品店舗等の例]

○小売店

呉服・服地・寝具、靴・履物、各種食料品、酒、食肉、鮮魚、野菜・果実、菓子・パン、米穀類、コンビニエンスストア、牛乳、自転車、畳、金物、家庭用機械器具、荒物、陶磁器・ガラス器、医薬品、農耕用品、

燃料、書籍・文房具、スポーツ用品、玩具・娯楽用品、写真機・写真材料、時計・眼鏡、たばこ、花・植木等

- 一般飲食店（一般食堂、そば・うどん、すし、喫茶店等）
- 専門サービス店（写真業、クリーニング業、理髪店、美容室等）
- その他（マッサージ、学習塾、タクシー業等）

（５）温泉施設の建築について（都市計画法第３４条第２号）

温泉施設について、都市計画法第３４条第２号（鉱物資源、観光資源等の有効な利用上必要な建築物等）を適用することにより、これまでと同様な建築が可能となる。

ただし、適用地区の指定が必要である。

（６）沿道サービス施設の路線指定について（都市計画法第３４条第９号）

都市計画法第３４条第９号に基づき、ドライブイン、ガソリンスタンド等の建築を可能とする主要幹線道路の指定について検討する。

なお、市街化調整区域の既存沿道施設は、同用途、同規模の建物の建替えは既存の権利として認められる。

（７）地区計画の運用について

市街化調整区域における大規模開発については、都市計画審議会の議を経て地区計画の都市計画決定がなされた場合、開発許可の対象となる。

○住居系地区計画立地基準等

住居系	一般区域	○市街化区域に隣接 ○開発面積 5 ha 以上
	指定区域	○市街化区域に隣接。周辺の土地利用上やむを得ない場合は、近接でも可能 ○開発面積 1 ha 以上

〔その他〕 地区内主要道路は、6.5 m以上の公道に2箇所以上接続。

市街化区域に隣接し、河川等によりそれ以上の区域の広がりが見込めない等の場合には、0.5 ha以上の区域を認める。

○非住居系（産業立地型）地区計画立地基準等

非住居系	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に隣接及び近接の要件なし ○隣接する場合、用途地域が工業系であること ○開発面積1ha以上 ○市長が指定する幹線道路に面すること ○開発にともなう混雑度の増加が5%未満、かつ現状又は開発後の混雑度が1.5以上でないこと。 ○幹線道路から各敷地に直接乗入れないよう各敷地に前面道路を配置すること
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(8) 集落内開発制度について

市街化調整区域内の集落について、条例に基づき、一定の区域を指定して、その指定区域内での一定の開発を認める集落内開発制度を導入する。

現在、熊本市において、平成21年度内の条例制定に向け、熊本県の条例を基に制度設計を行っているところである。

制度導入にあたっては、住民の意見を聴きながら、地域の実情に即した制度となるように十分に検討を重ねていく予定である。

<参 考> 熊本県の集落内開発制度の概要

◆基準等

- ①建築物の敷地間の最短距離（隣接敷地間の最短距離）が原則として50m以内で、おおむね50以上の建築物が連たんしていること。
- ②建築物の用に供されている敷地面積が当該区域の総面積に占める割合率が過半以上あること。
- ③次の区域は、指定区域に含まれないものとする。
 - ・溢水、湛水、津波、高潮等の災害の恐れがある区域
 - ・優良農地（農振農用地）など
 - ・優れた自然風景の維持、環境保持、水源涵養のため保全すべき区域
- ④幅員6m以上の主要な道路が適当に配置されており、かつ、6.5m以上の区域外道路に接続していること。
（災害の防止、通行の安全等に支障がない場合は、それぞれ幅員4m以上の道路とすることができる。）
- ⑤排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するよう適当に配置されていること。
- ⑥水道その他の給水施設が、原則として区域内において想定される需要に支

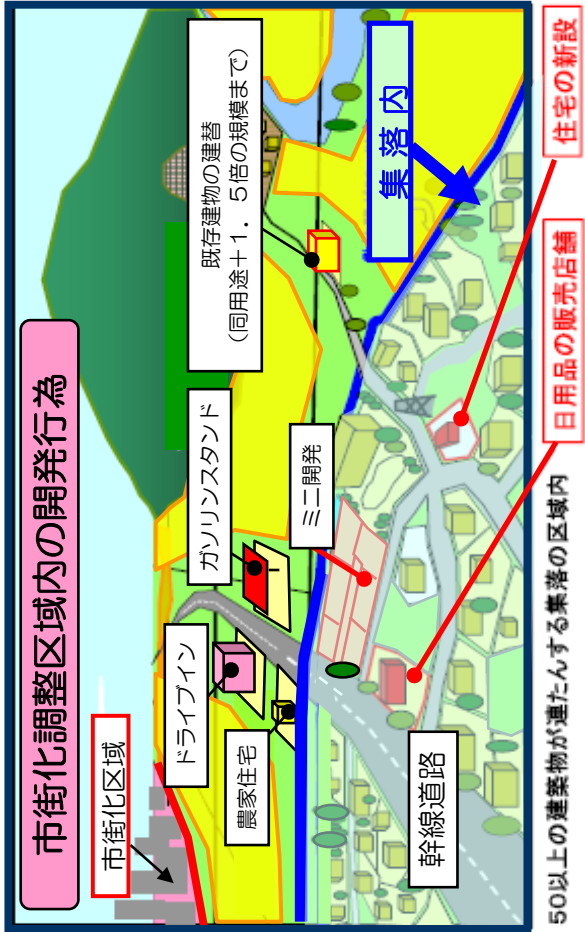
障を来さないよう適当に配置されていること。

◆建築物の用途

条例指定区域内で建築できるもの（地上10m以下で、地階を除く階数が2階以下のものに限る。）

- ①住宅（共同住宅、寄宿舍及び下宿を除く）
- ②店舗面積が500㎡以内の日用品販売店舗
- ③店舗併用住宅（①、②に該当するもの）

市街化調整区域の開発制度のイメージ



- 凡 例
- 市街化区域
 - 市街化調整区域の集落の区域
 - 農振農用地

- 一 熊本県条例による集落内の開発条件一
- 50以上の建築物が連たんする集落の区域内：宅地率50%
 - 連たんとは、敷地間の距離が50m以内であること。
 - 建築物の用途
 - 住宅、長屋（共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く）
 - 店舗面積500㎡以内の日用品販売店舗
 - 建築物は地上10m以下で地階を除く階数が2階以下のものに限る。